改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話(　　)　　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	還付所得事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日

区分			請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	1		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	2		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	3		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	4		
	差引所得金額（3－4）	5		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	6		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7		
	控除税額	8		
	使途秘匿金額に対する税額	9		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10		
	リース特別控除取戻税額	11		
	法人税額(6＋7＋8－9－10－11)	12		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13		
	差引法人税額（12－13）	14		
還付金額（14×2／5）		15		

請求期限	平成　年　月　日	確定申告書提出年月日	平成　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等	
	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　　本店・支店 金庫・組合　　出張所 ＿＿＿漁協・農協　＿＿＿本所・支所 ＿＿＿預金　口座番号
	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　＿＿＿－＿＿＿
	3　郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等　＿＿＿＿＿＿＿＿

(1)　この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
イ　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
ロ　法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細
(2)　既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。
イ　当初請求に係る還付金額　　円
ロ　当初請求書提出年月日　　平成　年　月　日
ハ　修正申告書提出年月日　　平成　年　月　日

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20.06　改正　　（法1342）

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話(　　)　　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	還付所得事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日

区分			請求金額	※金額
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額	1		
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	2		
還付所得事業年度の所得金額	所得金額	3		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	4		
	差引所得金額（3－4）	5		
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	6		
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7		
	控除税額	8		
	使途秘匿金額に対する税額	9		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10		
	リース特別控除取戻税額	11		
	法人税額(6＋7＋8－9－10－11)	12		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13		
	差引法人税額（12－13）	14		
還付金額（14×2／5）		15		

請求期限	平成　年　月　日	確定申告書提出年月日	平成　年　月　日

還付される税金の受取場所	
	1　銀行等の預貯金口座に振込みを希望する場合 銀行・金庫・組合　　本店・支店 ＿＿＿漁協　・　農協　＿＿＿本所・支所 ＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿
	2　日本郵政公社の通常貯金口座に振込みを希望する場合 通常貯金口座の記号番号　＿＿＿－＿＿＿
	3　郵便局窓口での受け取りを希望する場合 ＿＿＿＿＿＿＿＿郵便局

(1)　この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。
イ　期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
ロ　法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細
(2)　既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。
イ　当初請求に係る還付金額　　円
ロ　当初請求書提出年月日　　平成　年　月　日
ハ　修正申告書提出年月日　　平成　年　月　日

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正　　（法1342）

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 **（　単　体　申　告　用　）**	**欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等** **（　単　体　申　告　用　）**
1　この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1)～(3) （省　略）	1　この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。 (1)～(3) （同　左）
2　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。)まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。	2　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。)まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に２通（調査課所管法人の場合は３通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が２以上ある場合には別葉に作成して提出してください。 (1)～(2) （省　略）	3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に２通（調査課所管法人の場合は３通）提出してください。この場合、還付所得事業年度が２以上ある場合には別葉に作成して提出してください。 (1)～(2) （同　左）
4　この請求書の各欄は、次により記載します。 (1)～(5) （省　略） (6)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は〇で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。 (7)　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額１」から「還付金額 15」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表１の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。 (8)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	4　この請求書の各欄は、次により記載します。 (1)～(5) （同　左） (6)　「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は〇で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。日本郵政公社の通常貯金口座への振込みを希望されるときは、その通常貯金口座の記号番号を記載してください。また、郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名を記載してください。 (7)　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額１」から「還付金額 15」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表１の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。 (8)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
5　留意事項 〇　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

（廃　止）

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付請求書

税務署受付印

※整理番号

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　　－
（フリガナ） 受託者の名称	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
特定信託の名称	
※ 信託区分番号	

法人税法第 82 条の 15 の規定に基づき下記のとおり特定信託に係る欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

欠損計算期間	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日	還付所得計算期間	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日

区分			請求金額	※金額
欠損計算期間の欠損金額	欠損金額	1		
	同上のうち還付所得計算期間に繰戻す欠損金額	2		
還付所得計算期間の所得金額	所得金額	3		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	4		
	差引所得金額（3－4）	5		
還付所得計算期間の法人税額	納付の確定した法人税額	6		
	控除税額	7		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	8		
	法人税額（6＋7－8）	9		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	10		
	差引法人税額（9－10）	11		
還付金額（9× $\frac{2}{5}$ ）		12		

請求期限	平成　年　月　日	特定信託確定申告書提出年月日	平成　年　月　日

還付される税金の受取場所	
	1　銀行等の預貯金口座に振込みを希望する場合 銀行・金庫・組合　　本店・支店 ＿＿＿漁協・農協＿＿＿本所・支所 ＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿
	2　日本郵政公社の通常貯金口座に振込みを希望する場合 通常貯金口座の記号番号 － 3　郵便局窓口での受け取りを希望する場合 ＿＿＿＿＿郵便局

(1)　この請求書が期限後提出の場合、特定信託確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類を別に作成して添付してください。

(2)　既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。

イ　当初請求に係る還付金額　　円

ロ　当初請求書提出年月日　　平成　年　月　日

ハ　修正申告書提出年月日　　平成　年　月　日

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	管理		部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

18･06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） （廃　止）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **特定信託に係る欠損金の繰戻し による還付請求書の記載要領等** 1　この請求書は、法人税法第82条の15の規定によって計算期間の欠損金額をその計算期間開始の日前１年以内に開始したいずれかの計算期間に繰り戻し、特定信託に係る法人税額の還付を請求する場合に使用してください。 2　特定信託に係る欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた計算期間（以下「還付所得計算期間」といいます。）から、当該欠損金額の生じた計算期間（以下「欠損計算期間」といいます。)まで、連続して青色申告書である特定信託確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3　この請求書は、欠損計算期間の特定信託確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に２通（調査課所管法人の場合は３通)、欠損計算期間の特定信託確定申告書と同時に提出してください。この場合、還付所得計算期間が２以上ある場合には別葉に作成して提出してください。 なお、やむを得ない事情によって特定信託確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類をこの請求書に添付して提出してください。 4　この請求書の各欄は、次により記載します。 (1)　「※」欄は、記載しないでください。 (2)　「欠損計算期間の欠損金額」の各欄 イ　「欠損金額１」欄には、欠損計算期間において生じた欠損金額（申告書別表十九（一）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。 ロ　「同上のうち還付所得計算期間に繰戻す欠損金額２」欄には、欠損計算期間の欠損金額のうち還付所得計算期間に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 (注)　欠損計算期間の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得計算期間の所得金額が限度となりますから御注意ください。 (3)　「還付所得計算期間の所得金額」の各欄 イ　「所得金額３」欄には、還付所得計算期間の所得金額（申告書別表十九（一）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その計算期間について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。 ロ　「既に欠損金の繰戻しを行った金額４」欄には、還付所得計算期間について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。 (4)　「還付所得計算期間の法人税額」の各欄 イ　「納付の確定した法人税額６」欄には、還付所得計算期間の納付の確定した法人税額（申告書別表十九（一）の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その計算期間について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。 ロ　「控除税額７」欄には、還付所得計算期間において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。 なお、還付所得計算期間において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

これに含まれないことになりますからご注意ください。

ハ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額８」欄には、租税特別措置法第３章第５節の２（土地の譲渡等がある場合の特別税額）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ニ　「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額10」欄には、還付所得計算期間について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(5)　「還付金額12」欄には、$\left(9\times \frac{2}{5} \right)$の算式によって計算した金額（円まで計算し、円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(6)　「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。日本郵政公社の通常貯金口座への振込みを希望されるときは、その通常貯金口座の記号番号を記載してください。また、郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名を記載してください。

(7)　欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額１」から「還付金額12」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表十九（一）の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。

(8)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

（正　本）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地

法人名等

代表者氏名　　殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付でされた（欠損事業年度）自　平成　　年　　月　　日 至　平成　　年　　月　　日

（還付事業年度）自　平成　　年　　月　　日 至　平成　　年　　月　　日についての欠損金の繰戻しによる還付請求については、調査した結果、下記理由により請求（の一部）に理由がないと認められるので通知します。

記

（理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

20．06改正　　（法１３４３－２）

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

（正　本）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地

法人名

代表者氏名　　殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付でされた（欠損事業年度）自　平成　　年　　月　　日 至　平成　　年　　月　　日

（還付事業年度）自　平成　　年　　月　　日 至　平成　　年　　月　　日についての欠損金の繰戻しによる還付請求については、調査した結果、下記理由により請求（の一部）に理由がないと認められるので通知します。

記

（理由）

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

17．03改正　　（法１３４３－２）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

1　使用目的

「欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」(法 1343-1、法 1343-2）は、欠損金の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求、白色申告法人による請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「……（の一部）……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理　　由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「欠損事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……欠損事業年度の欠損金額×××円が所得金額×××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限　（×月×日）までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

1　使用目的

「欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」(法 1343-1、法 1343-2）は、欠損金の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求、白色申告法人による請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「……（の一部）……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理　　由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「欠損事業年度の連結欠損金額××××円が××××円に更正されたことによる。」とか、「……欠損事業年度の欠損金額×××円が所得金額×××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限　（×月×日）までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

税務署受付印

継続等の場合の所得税額等の還付請求書

※整理番号	

平成　年　月　日 税務署長殿	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

法人税法第120条の規定に基づき下記のとおり継続等の場合の所得税額等の還付を請求します。

記

継続又は合併の日	年　月　日

区分			請求金額	※金額
還付を受けようとする税額の計算	所得税の額等	1		
	外国税額	2		
	計（1＋2）	3		
	控除した金額	4		
	控除しきれなかった金額（3－4）	5		

還付を受けようとする金融機関等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 ＿＿＿漁協・農協　＿＿＿本所・支所 ＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　＿＿＿－＿＿＿ 3　郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等　＿＿＿＿＿＿

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06 改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

税務署受付印

継続等の場合の所得税額等の還付請求書

※整理番号	

平成　年　月　日 税務署長殿	（フリガナ） 法人名	
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

法人税法第120条の規定に基づき下記のとおり継続等の場合の所得税額等の還付を請求します。

記

継続又は合併の日	年　月　日

区分			請求金額	※金額
還付を受けようとする税額の計算	所得税の額等	1		
	外国税額	2		
	計（1＋2）	3		
	控除した金額	4		
	控除しきれなかった金額（3－4）	5		

還付される税金の受取場所	1　銀行等の預貯金口座に振込みを希望する場合 銀行・金庫・組合　本店・支店 ＿＿＿漁協・農協　＿＿＿本所・支所 ＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿	2　日本郵政公社の通常貯金口座に振込みを希望する場合 通常貯金口座の記号番号　＿＿＿－＿＿＿ 3　郵便局窓口での受け取りを希望する場合 ＿＿＿＿＿＿郵便局

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
継続等の場合の所得税額等の還付請求書の記載要領等	**継続等の場合の所得税額等の還付請求書の記載要領等**
1　この請求書は、清算中の法人が継続し又は合併により消滅した場合において、清算事業年度の予納申告書に所得税額等の控除不足額があるときに当該税額の還付を受ける場合に使用してください。	1　この請求書は、清算中の法人が継続し又は合併により消滅した場合において、清算事業年度の予納申告書に所得税額等の控除不足額があるときに当該税額の還付を受ける場合に使用してください。
2　継続等の場合の所得税額等の還付請求は、その継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に請求があった場合に限ります。	2　継続等の場合の所得税額等の還付請求は、その継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に請求があった場合に限ります。
3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に２通（調査課所管法人の場合は３通）、清算事業年度予納申告書と同時に提出してください。	3　この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に２通（調査課所管法人の場合は３通）、清算事業年度予納申告書と同時に提出してください。
(1)　継続の場合は、継続の日の前日	(1)　継続の場合は、継続の日の前日
(2)　合併により消滅した場合は、合併の日の前日 の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出の日	(2)　合併により消滅した場合は、合併の日の前日 の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出の日
なお、やむを得ない事情によって清算事業年度予納申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。	なお、やむを得ない事情によって清算事業年度予納申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
4　この請求書の各欄は、次により記載します。	4　この請求書の各欄は、次により記載します。
(1)　「※」欄は、記載しないでください。	(1)　「※」欄は、記載しないでください。
(2)　「還付を受けようとする税額の計算」の各欄	(2)　「還付を受けようとする税額の計算」の各欄
イ　「所得税の額等１」欄には、みなし配当金額の 25%相当額と預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配等の収入金額について課される所得税額のうち控除を受ける所得税額の総額との合計額又は繰越所得税額控除限度超過額を有する適用年度後の事業年度の当期控除額若しくは繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度の当期控除額を記載してください。	イ　「所得税の額等１」欄には、みなし配当金額の 25%相当額と預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配等の収入金額について課される所得税額のうち控除を受ける所得税額の総額との合計額又は繰越所得税額控除限度超過額を有する適用年度後の事業年度の当期控除額若しくは繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度の当期控除額を記載してください。
ロ　「外国税額２」欄には、当期の控除対象法人税額のうち、当期に控除できる金額を記載してください。	ロ　「外国税額２」欄には、当期の控除対象法人税額のうち、当期に控除できる金額を記載してください。
(3)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。	(3)　「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。日本郵政公社の通常貯金口座への振込みを希望されるときは、その通常貯金口座の記号番号を記載してください。また、郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名を記載してください。
(4)　「その他参考となるべき事項」欄には、継続等の場合の所得税額等の還付を請求するに当たり参考となるべき事項があれば記載してください。	(4)　「その他参考となるべき事項」欄には、継続等の場合の所得税額等の還付を請求するに当たり参考となるべき事項があれば記載してください。
(5)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(5)　「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
5　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

税務署受付印

特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人	（フリガナ） 法人名等		
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話（　　）　　－	
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）	（フリガナ） 法人名等		※税務署処理欄	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　　－		部門
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期
	代表者住所	〒		業種番号
	事業種目	業		整理簿
				回付先

□親署 ⇒ 子署
□子署 ⇒ 調査課

特定災害防止準備金について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）

□施行令第32条の４第６項
□施行令第39条の74第４項　の規定によりその計算方法を

□措置法施行令第32条の４第４項第１号に規定する計算方法から同項第２号に規定する計算方法　へ
□措置法施行令第32条の４第４項第２号に規定する計算方法から同項第１号に規定する計算方法

変更又は

□措置法施行令第39条の74第２項第１号に規定する計算方法から同項第２号に規定する計算方法　へ
□措置法施行令第39条の74第２項第２号に規定する計算方法から同項第１号に規定する計算方法

変更したいので下記のとおり申請します。

記

（計算方法を変更しようとする理由）

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考	

（規格Ａ４）

20・06 改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

税務署受付印

特定災害防止準備金の計算方法を変更する場合の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人	（フリガナ） 法人名		
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話（　　）　　－	
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）	（フリガナ） 法人名		※税務署処理欄	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　　－		部門
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期
	代表者住所	〒		業種番号
	事業種目	業		整理簿
				回付先

□親署 ⇒ 子署
□子署 ⇒ 調査課

特定災害防止準備金について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）

□施行令第32条の４第６項
□施行令第39条の74第４項　の規定によりその計算方法を

□措置法施行令第32条の４第４項第１号に規定する計算方法から同項第２号に規定する計算方法　へ
□措置法施行令第32条の４第４項第２号に規定する計算方法から同項第１号に規定する計算方法

変更又は

□措置法施行令第39条の74第２項第１号に規定する計算方法から同項第２号に規定する計算方法　へ
□措置法施行令第39条の74第２項第２号に規定する計算方法から同項第１号に規定する計算方法

変更したいので下記のとおり申請します。

記

（計算方法を変更しようとする理由）

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考	

（規格Ａ４）

18・06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
特定災害防止準備金の計算方法を 変更する場合の承認申請書の記載要領等	**特定災害防止準備金の計算方法を 変更する場合の承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条の６第１項の規定の適用を受けた同条第１項の表の第１号に規定する法人（同項又は同条第９項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。）がその適用を受けた後の事業年度においてその選定した措置法施行令第32条の４第４項各号（同条第５項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる計算の方法を変更しようとする場合又は措置法第68条の45第１項の規定の適用を受けた同条第１項に規定する連結親法人又はその連結子法人で措置法第55条の６第１項の表の第１号の上欄に掲げるもの（措置法第68条の45第１項又は第８項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。）がその適用を受けた後の連結事業年度においてその選定した措置法施行令第39条の74第２項各号（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる計算の方法を変更しようとする場合に使用してください。	1　この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条の６第１項の規定の適用を受けた同条第１項の表の第１号に規定する法人（同項又は同条第９項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。）がその適用を受けた後の事業年度においてその選定した措置法施行令第32条の４第４項各号（同条第５項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる計算の方法を変更しようとする場合又は措置法第68条の45第１項の規定の適用を受けた同条第１項に規定する連結親法人又はその連結子法人で措置法第55条の６第１項の表の第１号の上欄に掲げるもの（措置法第68条の45第１項又は第８項の規定の適用を受けた被合併法人等からその適用を受けた岩石採取場の移転を受けた合併法人等を含みます。）がその適用を受けた後の連結事業年度においてその選定した措置法施行令第39条の74第２項各号（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる計算の方法を変更しようとする場合に使用してください。
2　この申請書は、新たな特定災害防止準備金の計算方法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この申請書は、新たな特定災害防止準備金の計算方法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　申請書の各欄は、次により記載してください。	3　申請書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　中段の本文欄には、該当する法令の区分及び変更しようとする計算方法の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。	(3)　中段の本文欄には、該当する法令の区分及び変更しようとする計算方法の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。
(4)　「計算方法を変更しようとする理由」欄は、この申請により特定災害防止準備金の計算方法を変更しようとする理由を具体的に記載してください。	(4)　「計算方法を変更しようとする理由」欄は、この申請により特定災害防止準備金の計算方法を変更しようとする理由を具体的に記載してください。
(5)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(5)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(6)　「※」欄は、記載しないでください。	(6)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

特別買戻損失の発生割合認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人	（フリガナ） 法人名等	
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話（　　）　　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）	（フリガナ） 法人名等		※税務署処理欄	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　　－		部門
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期
	代表者住所	〒		業種番号
	事業種目	業		整理簿
				回付先

回付先：□ 親署 ⇒ 子署　□ 子署 ⇒ 調査課

特別買戻損失の発生割合について、□租税特別措置法施行令第 33 条第５項 □租税特別措置法施行令第39条の78第４項 の規定により下記のとおり申請します。

記

類似法人	名称		結合法人の場合は記載	名称	
	納税地			本店又は主たる事務所の所在地	
	代表者氏名			代表者氏名	

申請をする法人の当該事業年度終了の日の１月前の日の前日までに終了した類似法人の直近の事業年度又は申請をする連結親法人の当該連結事業年度終了の日の１月前の日の前日までに終了した類似法人の直近の連結事業年度の特別買戻損失の発生割合及びその計算の明細

申請をする法人又は製造業者等が販売する電子計算機	機種		類似法人が販売する電子計算機	機種	
	性能			性能	

認定を受けようとする特別買戻損失の発生割合及びその計算に関する明細

その他参考となるべき事項

税理士署名押印	㊞

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20．06 改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

特別買戻損失の発生割合認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人	（フリガナ） 法人名	
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話（　　）　　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）	（フリガナ） 法人名		※税務署処理欄	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　　－		部門
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期
	代表者住所	〒		業種番号
	事業種目	業		整理簿
				回付先

回付先：□ 親署 ⇒ 子署　□ 子署 ⇒ 調査課

特別買戻損失の発生割合について、□租税特別措置法施行令第 33 条第５項 □租税特別措置法施行令第39条の78第４項 の規定により下記のとおり申請します。

記

類似法人	名称		結合法人の場合は記載	名称	
	納税地			本店又は主たる事務所の所在地	
	代表者氏名			代表者氏名	

申請をする法人の当該事業年度終了の日の１月前の日の前日までに終了した類似法人の直近の事業年度又は申請をする連結親法人の当該連結事業年度終了の日の１月前の日の前日までに終了した類似法人の直近の連結事業年度の特別買戻損失の発生割合及びその計算の明細

申請をする法人又は製造業者等が販売する電子計算機	機種		類似法人が販売する電子計算機	機種	
	性能			性能	

認定を受けようとする特別買戻損失の発生割合及びその計算に関する明細

その他参考となるべき事項

税理士署名押印	㊞

（規格Ａ４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

18．06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
特別買戻損失の発生割合認定申請書の記載要領等	**特別買戻損失の発生割合認定申請書の記載要領等**
1　この申請書は、電子計算機の製造又は販売の事業を営む単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別買戻損失の発生割合の認定を受けようとする場合に使用してください。	1　この申請書は、電子計算機の製造又は販売の事業を営む単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別買戻損失の発生割合の認定を受けようとする場合に使用してください。
2　この申請書は、適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度終了の日の１月前の日までに、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 57 条第３項に規定する特約に係る契約書の写し及び措置法施行令第 33 条第５項に規定するその事業規模、その販売する電子計算機の性能及び特約の内容が類似する他の法人の契約書の写しを添付して、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この申請書は、適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度終了の日の１月前の日までに、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 57 条第３項に規定する特約に係る契約書の写し及び措置法施行令第 33 条第５項に規定するその事業規模、その販売する電子計算機の性能及び特約の内容が類似する他の法人の契約書の写しを添付して、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　各欄は、次により記載します。	3　各欄は、次により記載します。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。	(3)　中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。
(4)　「類似法人」の各欄 申請をする単体法人又は連結親法人とその事業規模、その販売する電子計算機の性能及び措置法施行令第 33 条第５項又は措置法施行令第 39 条の 78 第４項の特約の内容が類似する他の法人についてその名称、納税地（類似法人が連結子法人である場合には、当該類似法人の本店又は主たる事務所の所在地）、代表者氏名及び直近の事業年度又は連結事業年度の措置法施行令第 33 条第２項又は措置法施行令第39条の78第１項に規定する特別買戻損失の発生割合及びその計算の明細を記載してください。	(4)　「類似法人」の各欄 申請をする単体法人又は連結親法人とその事業規模、その販売する電子計算機の性能及び措置法施行令第 33 条第５項又は措置法施行令第 39 条の 78 第４項の特約の内容が類似する他の法人についてその名称、納税地（類似法人が連結子法人である場合には、当該類似法人の本店又は主たる事務所の所在地）、代表者氏名及び直近の事業年度又は連結事業年度の措置法施行令第 33 条第２項又は措置法施行令第39条の78第１項に規定する特別買戻損失の発生割合及びその計算の明細を記載してください。
(5)　「申請をする法人又は製造業者等が販売する電子計算機の機種及び性能」及び「類似法人が販売する電子計算機の機種及び性能」の各欄は、申請をする法人又は製造業者等及び類似法人が販売する電子計算機の機種及びその具体的な性能を記載してください。	(5)　「申請をする法人又は製造業者等が販売する電子計算機の機種及び性能」及び「類似法人が販売する電子計算機の機種及び性能」の各欄は、申請をする法人又は製造業者等及び類似法人が販売する電子計算機の機種及びその具体的な性能を記載してください。
(6)　「認定を受けようとする特別買戻損失の発生割合及びその計算に関する明細」欄は、認定を受けようとする特別買戻損失の発生割合及びその計算に関する明細を記載してください。	(6)　「認定を受けようとする特別買戻損失の発生割合及びその計算に関する明細」欄は、認定を受けようとする特別買戻損失の発生割合及びその計算に関する明細を記載してください。
(7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(8)　「※」欄は、記載しないでください。	(8)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人（□□単体法人／連結親法人）	（フリガナ） 法人名等		
	納税地	〒 電話（　　）　　－	
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）	（フリガナ） 法人名等		※税務署処理欄	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　　－		部門
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期
	代表者住所	〒		業種番号
	事業種目	業		整理簿
				回付先

□親署 ⇒ 子署
□子署 ⇒ 調査課

□租税特別措置法第64条の２第１項
□租税特別措置法第68条の71第１項　の規定による収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

□　措置法第64条第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の２第１項の特別勘定の金額を有しようと　　す　る　・　し　な　い

□　措置法第68条の70第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第１項の特別勘定の金額を有しようと　　す　る　・　し　な　い

（設定期間の延長を必要とする理由）

措置法第64条の２第１項又は措置法第68条の71第１項に規定する収用等のあった年月日	措置法第64条の２第１項又は措置法第68条の71第１項に規定する補償金、対価又は清算金の額	措置法第64条の２第４項第１号又は措置法第68条の71第５項第１号に規定する特別勘定の金額
年　　月　　日	円	円

取得する予定の代替資産の内容					
	種類				
	構造				
	規模				
代替資産の取得予定年月日		・　・	・　・	・　・	・　・

（収用等に係る事業の施行の状況）　　（事業の完了見込年月日　・　・　）

（生態影響調査の実施の状況）　　（調査の完了予定年月日　・　・　）

（規格Ａ４）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20．06 改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人（□□単体法人／連結親法人）	（フリガナ） 法人名		
	納税地	〒 電話（　　）　　－	
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目	業	

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）	（フリガナ） 法人名		※税務署処理欄	整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　　－		部門
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期
	代表者住所	〒		業種番号
	事業種目	業		整理簿
				回付先

□親署 ⇒ 子署
□子署 ⇒ 調査課

□租税特別措置法第64条の２第１項
□租税特別措置法第68条の71第１項　の規定による収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

□　措置法第64条第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の２第１項の特別勘定の金額を有しようと　　す　る　・　し　な　い

□　措置法第68条の70第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第１項の特別勘定の金額を有しようと　　す　る　・　し　な　い

（設定期間の延長を必要とする理由）

措置法第64条の２第１項又は措置法第68条の71第１項に規定する収用等のあった年月日	措置法第64条の２第１項又は措置法第68条の71第１項に規定する補償金、対価又は清算金の額	措置法第64条の２第４項第１号又は措置法第68条の71第５項第１号に規定する特別勘定の金額
年　　月　　日	円	円

取得する予定の代替資産の内容					
	種類				
	構造				
	規模				
代替資産の取得予定年月日		・　・	・　・	・　・	・　・

（収用等に係る事業の施行の状況）　　（事業の完了見込年月日　・　・　）

（生態影響調査の実施の状況）　　（調査の完了予定年月日　・　・　）

（規格Ａ４）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

18．06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
収用等に伴い代替資産を取得した場合における 特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等	**収用等に伴い代替資産を取得した場合における 特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条第 19 項第１号イ又はロ、第２号の規定又は措置法施行令第 39 条の 99 第５項第１号イ又はロ、第２号の規定により収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより４年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。	1　この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条第 19 項第１号イ又はロ、第２号の規定又は措置法施行令第 39 条の 99 第５項第１号イ又はロ、第２号の規定により収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより４年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
2　この申請書は、収用等があった日後４年を経過する日から２月以内に提出する必要があります。	2　この申請書は、収用等があった日後４年を経過する日から２月以内に提出する必要があります。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。	4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。	(3)　中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。
(4)　「措置法第 64 条第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第 64 条の２第１項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第 68 条の 70 第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第 68 条の 71 第１項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付してください。	(4)　「措置法第 64 条第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第 64 条の２第１項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第 68 条の 70 第１項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第 68 条の 71 第１項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付してください。
(5)　「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、４年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。	(5)　「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、４年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。
(6)　「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄	(6)　「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄
イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。	イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。	ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。	ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
(7)　「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第 64 条の２第１項又は措置法第68条の71第１項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。	(7)　「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第 64 条の２第１項又は措置法第68条の71第１項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。
(8)　「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第 39 条第 19 項第２号又は措置法施行令第 39 条の 99 第５項第２号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。	(8)　「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第 39 条第 19 項第２号又は措置法施行令第 39 条の 99 第５項第２号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。
(9)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(9)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(10)　「※」欄は、記載しないでください。	(10)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人（□単体法人　□連結親法人）

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法　第65条の7第1項 / 第68条の78第1項　の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

申請時の　法第65条の7第4項第1号 / 法第68条の78第5項第1号　に規定する特別勘定の金額	円

買換資産の内容				
取得しようとする	種類			
	構造			
	規模			
	価額	円	円	円
	所在地			
買換資産の取得予定年月日		・　・	・　・	・　・
認定を受けようとする年月日		・　・	・　・	・　・

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20.06 改正　　（法１３３１）

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人（□単体法人　□連結親法人）

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法　第65条の8第1項 / 第68条の79第1項　の規定による特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

申請時の　法第65条の8第4項第1号 / 法第68条の79第5項第1号　に規定する特別勘定の金額	円

買換資産の内容				
取得しようとする	種類			
	構造			
	規模			
	価額	円	円	円
	所在地			
買換資産の取得予定年月日		・　・	・　・	・　・
認定を受けようとする年月日		・　・	・　・	・　・

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

19.06 改正　　（法１３３１）

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **特定の資産の買換えの場合における特別勘定 の設定期間延長承認申請書の記載要領等** 1　この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の7又は、同法第 68 条の 78 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から１年以内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。 2　この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から２月以内に提出する必要があります。 なお、措置法第 65 条の7のかっこ書又は、同法第 68 条の 78 のかっこ書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から２月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、１年以内に買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から２月以内に限ってこの申請をすることができます。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 65 条の７第１項又は同法第 68 条の 78 第１項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「申請時の　法第65条の 7第４項第１号　に規定する特別勘定の金額」欄には、この法第 68 条の 78第５項第１号 申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。 (4)「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ　「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。 ５　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **特定の資産の買換えの場合における特別勘定 の設定期間延長承認申請書の記載要領等** 1　この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の8又は、同法第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から１年以内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。 2　この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から２月以内に提出する必要があります。 なお、措置法第 65 条の8のかっこ書又は、同法第 68 条の 79 のかっこ書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から２月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、１年以内に買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から２月以内に限ってこの申請をすることができます。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 65 条の７第１項又は同法第 68 条の 78 第１項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「申請時の　法第65条の 8第４項第１号　に規定する特別勘定の金額」欄には、この法第 68 条の 79第５項第１号 申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。 (4)「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ　「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (5)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。 （追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号
平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官
㊞

特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定〔租税特別措置法 第65条の7第1項の表の第　号該当 / 第68条の78第1項の表の第　号該当〕の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができると認められる日	
	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日	

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

20．06改正　　（法１３３２－２）

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号
平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官
㊞

特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定〔租税特別措置法 第65条の8第1項の表の第　号該当 / 第68条の79第1項の表の第　号該当〕の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができると認められる日	
	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日	

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

19．06改正　　（法１３３２－２）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1　使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」(法 1332-1、1332-2）は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記載する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1　使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」(法 1332-1、1332-2）は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記載する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□□ 単体法人 / 連結親法人	（フリガナ）	法人名等	
		納税地	〒　電話(　　)　－
	（フリガナ）	代表者氏名	㊞
		代表者住所	〒
		事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ）法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ）代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日　(連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、

租税特別措置法（第65条の7第3項 / 第68条の78第3項）（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

先行取得資産	種類			
	規模			
	所在地			
	用途			
	取得年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	取得価額	円	円	円
譲渡予定資産の種類				
その他参考となるべき事項				

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□□ 単体法人 / 連結親法人	（フリガナ）	法人名	
		納税地	〒　電話(　　)　－
	（フリガナ）	代表者氏名	㊞
		代表者住所	〒
		事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ）法人名			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ）代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

自　平成　年　月　日
至　平成　年　月　日　(連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、

租税特別措置法（第65条の7第3項 / 第68条の78第3項）（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

先行取得資産	種類			
	規模			
	所在地			
	用途			
	取得年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	取得価額	円	円	円
譲渡予定資産の種類				
その他参考となるべき事項				

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
先行取得資産に係る買換えの特例 の適用に関する届出書の記載要領等	**先行取得資産に係る買換えの特例 の適用に関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の７第３項又は、同法第68条の78第３項（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の７第３項又は、同法第68条の78第３項（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から２月以内に、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から２月以内に、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第65条の７第３項又は同法第68条の78第３項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第65条の７第３項又は同法第68条の78第３項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。
また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。	また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。	(3)「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。
(4)「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあってはその面積等を、機械及び装置等にあっては処理能力等を記載してください。	(4)「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあってはその面積等を、機械及び装置等にあっては処理能力等を記載してください。
(5)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(5)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(6)「※」欄は、記載しないでください。	(6)「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人	（フリガナ） 法人名等	
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話（　　）　　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
（フリガナ） 法人名等			整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　　－		部門	
（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
代表者住所	〒		業種番号	
事業種目	業		整理簿	
			回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

□租税特別措置法第65条の12第１項
□租税特別措置法第68条の83第１項
の規定による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定を下記により設定したいので申請します。

記

申請の日における措置法第65条の12第５項第１号又は措置法第68条の83第６項第１号に規定する特別勘定の金額	譲り受けようとする措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項の宅地の取得価額の見積額
円	円

（措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項に規定するやむを得ない事情の詳細）

措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項の宅地を譲り受ける予定年月日	平成　　年　　月　　日

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

20．06 改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人	（フリガナ） 法人名	
□□単体法人 □□連結親法人	納税地	〒 電話（　　）　　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
（フリガナ） 法人名			整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　　－		部門	
（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
代表者住所	〒		業種番号	
事業種目	業		整理簿	
			回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

□租税特別措置法第65条の12第１項
□租税特別措置法第68条の83第１項
の規定による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定を下記により設定したいので申請します。

記

申請の日における措置法第65条の12第５項第１号又は措置法第68条の83第６項第１号に規定する特別勘定の金額	譲り受けようとする措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項の宅地の取得価額の見積額
円	円

（措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項に規定するやむを得ない事情の詳細）

措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項の宅地を譲り受ける予定年月日	平成　　年　　月　　日

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格Ａ４）

18．06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等** 1　この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項に規定する宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をした単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、当該宅地の造成に要する期間が１年を超えることその他のやむを得ない事情により、当該譲渡を含む事業年度（被合併法人の合併（適格合併を除く。）の前日を含む事業年度を除く。）終了の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ政令で定めるところにより、取得認定期間（当該譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間をいいます。）内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得認定期間内に当該宅地を譲り受ける見込みであることその他の政令で定めるものであることを含む。）、措置法第65条の12第１項の規定又は措置法第68条の83第１項により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。 2　この申請書は、譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から２月（その日から２月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため税務署長が認定する日までに宅地を譲り受けることが困難であることとなった場合には、当該事情の生じた日から２月）を経過する日までに、提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、土地等の買取りをする者の一団の宅地の造成に関する事業により造成される宅地（土地等の買取りをする者の有するものに限る。）を当該土地等が買い取られた者に対し譲渡する予定年月日及び当該宅地の価額の見込額を証する書類を添付して、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。 (4)　「申請の日における特別勘定の金額」欄には、その申請の日における措置法第65条の12第５項第１号又は措置法第68条の83第６項第１号に規定する特別勘定の金額を記載してください。 (5)　「譲り受けようとする宅地の取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。 (6)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。 (7)　「宅地を譲り受ける予定年月日」欄には、上記(5)の宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。 (8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9)　「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等** 1　この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項に規定する宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をした単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、当該宅地の造成に要する期間が１年を超えることその他のやむを得ない事情により、当該譲渡を含む事業年度（被合併法人の合併（適格合併を除く。）の前日を含む事業年度を除く。）終了の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ政令で定めるところにより、取得認定期間（当該譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間をいいます。）内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得認定期間内に当該宅地を譲り受ける見込みであることその他の政令で定めるものであることを含む。）、措置法第65条の12第１項の規定又は措置法第68条の83第１項により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。 2　この申請書は、譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から２月（その日から２月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため税務署長が認定する日までに宅地を譲り受けることが困難であることとなった場合には、当該事情の生じた日から２月）を経過する日までに、提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、土地等の買取りをする者の一団の宅地の造成に関する事業により造成される宅地（土地等の買取りをする者の有するものに限る。）を当該土地等が買い取られた者に対し譲渡する予定年月日及び当該宅地の価額の見込額を証する書類を添付して、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。 (4)　「申請の日における特別勘定の金額」欄には、その申請の日における措置法第65条の12第５項第１号又は措置法第68条の83第６項第１号に規定する特別勘定の金額を記載してください。 (5)　「譲り受けようとする宅地の取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。 (6)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第65条の12第１項又は措置法第68条の83第１項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。 (7)　「宅地を譲り受ける予定年月日」欄には、上記(5)の宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。 (8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9)　「※」欄は、記載しないでください。 （追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（第65条の14第1項／第68条の85第1項）の規定による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定を下記により設定したいので申請します。

記

譲り受けようとする土地建物等の内容				
	種類			
	構造			
	規模			
	所在地			
	取得価額の見積額	円	円	円
	譲り受けの予定年月日	・　・	・　・	・　・

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（第65条の14第1項／第68条の85第1項）の規定による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定を下記により設定したいので申請します。

記

譲り受けようとする土地建物等の内容				
	種類			
	構造			
	規模			
	所在地			
	取得価額の見積額	円	円	円
	譲り受けの予定年月日	・　・	・　・	・　・

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書の記載要領等	**認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 13 第１項第２号及び第 68 条の 84 第１項第２号の認定事業者に同号の所有隣接土地等（以下「所有隣接土地等」といいます。）の譲渡をした単体法人(連結申告法人を除く法人をいう。)又は連結親法人が、当該譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から同日以後１年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みである場合において、措置法第 65 条の 14 第１項及び第 68 条の 85 第１項の規定により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。	1　この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 13 第１項第２号及び第 68 条の 84 第１項第２号の認定事業者に同号の所有隣接土地等（以下「所有隣接土地等」といいます。）の譲渡をした単体法人(連結申告法人を除く法人をいう。)又は連結親法人が、当該譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から同日以後１年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みである場合において、措置法第 65 条の 14 第１項及び第 68 条の 85 第１項の規定により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。
2　この申請書は、所有隣接土地等の譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から２か月を経過する日までに提出する必要があります。	2　この申請書は、所有隣接土地等の譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から２か月を経過する日までに提出する必要があります。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、措置法第 65 条の 13 第１項第２号及び第 68 条の 84 第１項第２号の譲渡及び譲受けの契約書を添付して、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 　なお、その特別勘定の設定の基礎となった所有隣接土地等が２以上ある場合には、それぞれの所有隣接土地等ごとに別葉としてください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、措置法第 65 条の 13 第１項第２号及び第 68 条の 84 第１項第２号の譲渡及び譲受けの契約書を添付して、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 　なお、その特別勘定の設定の基礎となった所有隣接土地等が２以上ある場合には、それぞれの所有隣接土地等ごとに別葉としてください。
4　申請書の各欄は、次により記載してください。	4　申請書の各欄は、次により記載してください。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
5　「譲り受けようとする土地建物等の内容」の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。	5　「譲り受けようとする土地建物等の内容」の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
(1)「種類」欄には、譲り受けようとする土地建物等の種類（土地、土地の上に存する権利、建物等の別）を記載してください。	(1)「種類」欄には、譲り受けようとする土地建物等の種類（土地、土地の上に存する権利、建物等の別）を記載してください。
(2)「構造」欄には、譲り受けようとする資産が建物等である場合にその構造を記載します。	(2)「構造」欄には、譲り受けようとする資産が建物等である場合にその構造を記載します。
(3)「種類」欄及び「構造」欄は、譲り受けようとする資産が減価償却資産である場合には、耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。	(3)「種類」欄及び「構造」欄は、譲り受けようとする資産が減価償却資産である場合には、耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。
6　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	6　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
7　「※」欄は、記載しないでください。	7　「※」欄は、記載しないでください。
8　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記 　法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の 承認 / 却下 通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付でされた認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請については、調査したところ 相当 / 不相当 と認められるのでこれを 承認 / 却下 したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の 承認 / 却下 通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付でされた認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請については、調査したところ 相当 / 不相当 と認められるのでこれを 承認 / 却下 したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

17．03改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認／却下通知書

1　使用目的

「認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認／却下決議書」は、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認する場合は、「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認／却下通知書

1　使用目的

「認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認／却下決議書」は、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認する場合は、「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

（追　加）

改　正　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

土地の無償返還に関する届出書

※整理事項	1 土地所有者 2 借 地 人 等	整理簿	
		番　号	
		確　認	

受付印

平成　年　月　日

国税局長
税務署長　殿

土地所有者　　は、（借地権の設定等／使用貸借契約）により下記の土地を平成　年　月　日から　　に使用させることとしましたが、その契約に基づき将来借地人等から無償で土地の返還を受けることになっていますので、その旨を届け出ます。

なお、下記の土地の所有又は使用に関する権利等に変動が生じた場合には、速やかにその旨を届け出ることとします。

記

土地の表示

所在地番			
地目及び面積			㎡
	（土地所有者）〒	（借 地 人 等）〒	
住所又は所在地	電話（　）　－	電話（　）　－	
氏名又は名称	㊞	㊞	㊞
代表者氏名	㊞		㊞

（土地所有者が連結申告法人の場合）〒　　（借地人等が連結申告法人の場合）〒

連結親法人の納税地　電話（　）　－　　電話（　）　－

連結親法人名等

連結親法人の代表者氏名

借地人等と土地所有者との関係　　借地人等又はその連結親法人の所轄税務署又は所轄国税局

15. 07 改正

土地の無償返還に関する届出書

※整理事項	1 土地所有者 2 借 地 人 等	整理簿	
		番　号	
		確　認	

受付印

平成　年　月　日

国税局長
税務署長　殿

土地所有者　　は、（借地権の設定等／使用貸借契約）により下記の土地を平成　年　月　日から　　に使用させることとしましたが、その契約に基づき将来借地人等から無償で土地の返還を受けることになっていますので、その旨を届け出ます。

なお、下記の土地の所有又は使用に関する権利等に変動が生じた場合には、速やかにその旨を届け出ることとします。

記

土地の表示

所在地番			
地目及び面積			㎡
	（土地所有者）〒	（借 地 人 等）〒	
住所又は所在地	電話（　）　－	電話（　）　－	
氏名又は名称	㊞	㊞	㊞
代表者氏名	㊞		㊞

（土地所有者が連結申告法人の場合）〒　　（借地人等が連結申告法人の場合）〒

連結親法人の納税地　電話（　）　－　　電話（　）　－

連結親法人名等

連結親法人の代表者氏名

借地人等と土地所有者との関係　　借地人等又はその連結親法人の所轄税務署又は所轄国税局

20. 06 改正

（契約の根拠条）

1 契約の種類

2 土地の使用目的

3 契約期間　平成　年　月　～　平成　年　月

4 建物等の状況

(1) 種類　構造

(2) 構造及び用途

(3) 建築面積等

5 土地の価額等

(1) 土地の価額　円　（財産評価額　円）

(2) 地代の年額　円

6 特約事項

7 土地の形状及び使用状況略図を示す略図

8 添付書類　(1) 契約書の写し　(2)

（法1337－1）

（契約の根拠条）

1 契約の種類

2 土地の使用目的

3 契約期間　平成　年　月　～　平成　年　月

4 建物等の状況

(1) 種類　構造

(2) 構造及び用途

(3) 建築面積等

5 土地の価額等

(1) 土地の価額　円　（財産評価額　円）

(2) 地代の年額　円

6 特約事項

7 土地の形状及び使用状況略図を示す略図

8 添付書類　(1) 契約書の写し　(2)

（法1337－1）

改　正　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

土地の無償返還に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人税基本通達 13－１－７《権利金の認定見合せ》又は連結納税基本通達 16－１－７《権利金の認定見合せ》に基づいて土地の無償返還の届出をする場合に使用してください。

2　この届出書は、土地所有者（借地権の転貸の場合における借地権者を含みます。以下同じ。）の納税地（土地所有者が連結申告法人である場合には連結親法人の納税地）の所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）に２通提出してください。

(注) 1　借地権の転貸の場合には、この届出書の「土地所有者」を「借地権者」と訂正して使用してください。

2　この届出書は、土地所有者が個人である場合であっても提出することができます。

3　この届出書の提出後において、その届出に係る土地の所有又は使用に関する権利等について次のような変動が生じた場合には、その旨を速やかに借地人等との連名の書面（２通とします。）により届け出てください。

(1)　合併又は相続等により土地所有者又は借地人等に変更があった場合

(2)　土地所有者又は借地人等の住所又は所在地（納税地がその住所又は所在地と異なる場合には、その納税地）に変更があった場合

(3)　契約の更新又は更改があった場合

(4)　この届出書に係る契約に基づき土地の無償返還が行われた場合

4　各欄の記載は次によります。

(1)「借地権の設定等　使用貸借契約」は、契約の種類に応じ該当するものを○で囲んでください。

(2)　「地目及び面積」は、その土地の登記簿上の地目又は面積が現況と異なる場合には、その現況により記載してください。

(3)　「住所又は所在地」には、土地所有者及び借地人等の住所又は所在地を記載しますが、納税地がその住所又は所在地と異なる場合にはその納税地を記載してください。

(4)　「借地人等の所轄税務署又は所轄国税局」には、借地人等の納税地（借地人等が連結申告法人である場合には、連結親法人の納税地）の所轄税務署（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局）を記載してください。

(5)　「(契約の概要等)」は次により記載してください。

イ　「１契約の種類」には、例えば「地上権の設定」、「土地の賃貸借」、「地役権の設定」、「借地権の転貸」、「土地の使用貸借」等のように、その契約の種類を記載してください。

ロ　「２土地の使用目的」には、例えば「鉄骨造工場用建物の敷地として使用する」、「鉄筋コンクリート造 10 階建マンションの建設のため」等のように、借地人等におけるその土地の使用目的を具体的に記載してください。

ハ　「４建物等の状況」の各欄は、借地人等がこの届出書に係る土地の上に有している建物等について、次により記載してください。

(イ)　「(1)種類」には、建物、構築物等の別を記載してください。

(ロ)　「(2)構造及び用途」には、その建物等の構造及び用途を、例えば「鉄筋コンクリート造、店舗用」等のように記載してください。

(ハ)　「(3)建築面積等」には、その建物等の建築面積、階数、延床面積等を記載してください。

ニ　「５土地の価額等」の各欄には、その借地権の設定又は使用貸借契約をした時における当該土地の更地価額（借地権の転貸の場合にあっては、その借地権の価額）及び収受することとした地代の年額をそれぞれ記載してください。

なお、「(1)土地の価額」の「(財産評価額　　円)」には、当該土地の財産評価額を記載してください。

ホ　「６特約事項」には、例えば建物の用途制限、契約の更新等について特約がある場合に、その内容を記載してください。

5　この届出書には、契約書の写しのほか、「(1)土地の価額」に記載した金額の計算の明細その他参考となる事項を記載した書類を添付してください。

（追　加）

改　正　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

土地の無償返還に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人税基本通達 13－１－７《権利金の認定見合せ》又は連結納税基本通達 16－１－７《権利金の認定見合せ》に基づいて土地の無償返還の届出をする場合に使用してください。

2　この届出書は、土地所有者（借地権の転貸の場合における借地権者を含みます。以下同じ。）の納税地（土地所有者が連結申告法人である場合には連結親法人の納税地）の所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）に２通提出してください。

(注) 1　借地権の転貸の場合には、この届出書の「土地所有者」を「借地権者」と訂正して使用してください。

2　この届出書は、土地所有者が個人である場合であっても提出することができます。

3　この届出書の提出後において、その届出に係る土地の所有又は使用に関する権利等について次のような変動が生じた場合には、その旨を速やかに借地人等との連名の書面（２通とします。）により届け出てください。

(1)　合併又は相続等により土地所有者又は借地人等に変更があった場合

(2)　土地所有者又は借地人等の住所又は所在地（納税地がその住所又は所在地と異なる場合には、その納税地）に変更があった場合

(3)　契約の更新又は更改があった場合

(4)　この届出書に係る契約に基づき土地の無償返還が行われた場合

4　各欄の記載は次によります。

(1)「借地権の設定等　使用貸借契約」は、契約の種類に応じ該当するものを○で囲んでください。

(2)　「地目及び面積」は、その土地の登記簿上の地目又は面積が現況と異なる場合には、その現況により記載してください。

(3)　「住所又は所在地」には、土地所有者及び借地人等の住所又は所在地を記載しますが、納税地がその住所又は所在地と異なる場合にはその納税地を記載してください。

(4)　「借地人等の所轄税務署又は所轄国税局」には、借地人等の納税地（借地人等が連結申告法人である場合には、連結親法人の納税地）の所轄税務署（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局）を記載してください。

(5)　「(契約の概要等)」は次により記載してください。

イ　「１契約の種類」には、例えば「地上権の設定」、「土地の賃貸借」、「地役権の設定」、「借地権の転貸」、「土地の使用貸借」等のように、その契約の種類を記載してください。

ロ　「２土地の使用目的」には、例えば「鉄骨造工場用建物の敷地として使用する」、「鉄筋コンクリート造 10 階建マンションの建設のため」等のように、借地人等におけるその土地の使用目的を具体的に記載してください。

ハ　「４建物等の状況」の各欄は、借地人等がこの届出書に係る土地の上に有している建物等について、次により記載してください。

(イ)　「(1)種類」には、建物、構築物等の別を記載してください。

(ロ)　「(2)構造及び用途」には、その建物等の構造及び用途を、例えば「鉄筋コンクリート造、店舗用」等のように記載してください。

(ハ)　「(3)建築面積等」には、その建物等の建築面積、階数、延床面積等を記載してください。

ニ　「５土地の価額等」の各欄には、その借地権の設定又は使用貸借契約をした時における当該土地の更地価額（借地権の転貸の場合にあっては、その借地権の価額）及び収受することとした地代の年額をそれぞれ記載してください。

なお、「(1)土地の価額」の「(財産評価額　　円)」には、当該土地の財産評価額を記載してください。

ホ　「６特約事項」には、例えば建物の用途制限、契約の更新等について特約がある場合に、その内容を記載してください。

5　この届出書には、契約書の写しのほか、「(1)土地の価額」に記載した金額の計算の明細その他参考となる事項を記載した書類を添付してください。

6　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」及び「連結親法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

相当の地代の改訂方法に関する届出書

※整理事項	1 土地所有者	整理簿	
	2 借地人等	番号	
		確認	

受付印

平成　　年　　月　　日

国税局長
税務署長　殿

土地所有者＿＿＿＿＿＿は、借地権の設定等により下記の土地を平成＿＿年＿＿月＿＿日から＿＿＿＿＿＿に使用させることとし、その使用の対価として法人税法施行令第137条に規定する相当の地代を収受することとしましたが、その契約において、その土地を使用させている期間内に収受する地代の額につき法人税基本通達13－1－8（又は連結納税基本通達16－1－8）の［(1)により改訂する／(1)によらない］こととしましたので、その旨を届け出ます。

なお、下記の土地の所有又は使用に関する権利等に変動が生じた場合には、速やかにその旨を届け出ることとします。

記

土地の表示

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地目及び面積 ＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿㎡

	（土地所有者）	（借地人等）
住所又は所在地	〒 電話（　　）　－	〒 電話（　　）　－
氏名又は名称	㊞	㊞
代表者氏名	㊞	㊞
	（土地所有者が連結申告法人の場合）	（借地人等が連結申告法人の場合）
連結親法人の納税地	〒 電話（　　）　－	〒 電話（　　）　－
連結親法人名		
連結親法人の代表者氏名		

借地人等と土地所有者との関係	借地人等又はその連結親法人の所轄税務署又は所轄国税局

15　07 改正

（契約の概要等）

1 契約の種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿

2 土地の使用目的 ＿＿＿＿＿＿＿＿

3 契約期間　平成　　年　　月　～　平成　　年　　月

4 建物等の状況

(1) 種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿

(2) 構造及び用途 ＿＿＿＿＿＿＿＿

(3) 建築面積等 ＿＿＿＿＿＿＿＿

5 土地の価額等

(1) 土地の価額 ＿＿＿＿＿＿円（　　）円

(2) 権利金等の額 ＿＿＿＿＿＿円

(3) 地代の年額 ＿＿＿＿＿＿円

6 特約事項 ＿＿＿＿＿＿＿＿

7 土地の形状及び使用状況等を示す略図

8 添付書類 (1) 契約書の写し (2) ＿＿＿＿

（法１３３７－２）

改正後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

相当の地代の改訂方法に関する届出書

※整理事項	1 土地所有者	整理簿	
	2 借地人等	番号	
		確認	

受付印

平成　　年　　月　　日

国税局長
税務署長　殿

土地所有者＿＿＿＿＿＿は、借地権の設定等により下記の土地を平成＿＿年＿＿月＿＿日から＿＿＿＿＿＿に使用させることとし、その使用の対価として法人税法施行令第137条に規定する相当の地代を収受することとしましたが、その契約において、その土地を使用させている期間内に収受する地代の額につき法人税基本通達13－1－8（又は連結納税基本通達16－1－8）の［(1)により改訂する／(1)によらない］こととしましたので、その旨を届け出ます。

なお、下記の土地の所有又は使用に関する権利等に変動が生じた場合には、速やかにその旨を届け出ることとします。

記

土地の表示

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地目及び面積 ＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿㎡

	（土地所有者）	（借地人等）
住所又は所在地	〒 電話（　　）　－	〒 電話（　　）　－
氏名又は名称	㊞	㊞
代表者氏名	㊞	㊞
	（土地所有者が連結申告法人の場合）	（借地人等が連結申告法人の場合）
連結親法人の納税地	〒 電話（　　）　－	〒 電話（　　）　－
連結親法人名等		
連結親法人等の代表者氏名		

借地人等と土地所有者との関係	借地人等又はその連結親法人の所轄税務署又は所轄国税局

20　06 改正

（契約の概要等）

1 契約の種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿

2 土地の使用目的 ＿＿＿＿＿＿＿＿

3 契約期間　平成　　年　　月　～　平成　　年　　月

4 建物等の状況

(1) 種類 ＿＿＿＿＿＿＿＿

(2) 構造及び用途 ＿＿＿＿＿＿＿＿

(3) 建築面積等 ＿＿＿＿＿＿＿＿

5 土地の価額等

(1) 土地の価額 ＿＿＿＿＿＿円（　　）円

(2) 権利金等の額 ＿＿＿＿＿＿円

(3) 地代の年額 ＿＿＿＿＿＿円

6 特約事項 ＿＿＿＿＿＿＿＿

7 土地の形状及び使用状況等を示す略図

8 添付書類 (1) 契約書の写し (2) ＿＿＿＿

（法１３３７－２）

改　正　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

相当の地代の改訂方法に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人税基本通達 13－１－８《相当の地代の改訂》又は連結納税基本通達 16－１－８《相当の地代の改訂》に基づいて相当の地代の改訂方法の届出をする場合に使用してください。

2　この届出書は、土地所有者（借地権の転貸の場合における借地権者を含みます。以下同じ。）の納税地（土地所有者が連結申告法人である場合には連結親法人の納税地）の所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）に２通提出してください。

（注）1　借地権の転貸の場合には、この届出書の「土地所有者」を「借地権者」と訂正して使用してください。

2　この届出書は、土地所有者が個人である場合であっても提出することができます。

3　この届出書の提出後において、その届出に係る土地の所有又は使用に関する権利等について次のような変動が生じた場合には、その旨を速やかに借地人等との連名の書面（２通とします。）により届け出てください。

(1)　合併又は相続等により土地所有者又は借地人等に変更があった場合

(2)　土地所有者又は借地人等の住所又は所在地（納税地がその住所又は所在地と異なる場合には、その納税地）に変更があった場合

(3)　契約の更新又は更改があった場合

(4)　その土地の返還又は借地権の譲渡があった場合

4　各欄の記載は次によります。

(1)「　(1)により改訂する　(1)によらない　」は、その選択した相当の地代の改訂方法に応じ該当するものを○で囲んでください。

(2)　「地目及び面積」は、その土地の登記簿上の地目又は面積が現況と異なる場合には、その現況により記載してください。

(3)　「住所又は所在地」には、土地所有者及び借地人等の住所又は所在地を記載しますが、納税地がその住所又は所在地と異なる場合にはその納税地を記載してください。

(4)　「借地人等の所轄税務署又は所轄国税局」には、借地人等の納税地（借地人等が連結申告法人である場合には連結親法人の納税地）の所轄税務署（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局）を記載してください。

(5)　「(契約の概要等)」は次により記載してください。

イ　「１契約の種類」には、例えば「地上権の設定」、「土地の賃貸借」、「地役権の設定」、「借地権の転貸」等のように、その契約の種類を記載してください。

ロ　「２土地の使用目的」には、例えば「鉄骨造工場用建物の敷地として使用する」、「鉄筋コンクリート造 10 階建マンションの建設のため」等のように、借地人等におけるその土地の使用目的を具体的に記載してください。

ハ　「４建物等の状況」の各欄は、借地人等がこの届出書に係る土地の上に有している建物等について、次により記載してください。

(ｲ)　「(1)種類」には、建物、構築物等の別を記載してください。

(ﾛ)　「(2)構造及び用途」には、その建物等の構造及び用途を、例えば「鉄筋コンクリート造、店舗用」等のように記載してください。

(ﾊ)　「(3)建築面積等」には、その建物等の建築面積、階数、延床面積等を記載してください。

ニ　「５土地の価額等」の各欄には、その借地権の設定等をした時における当該土地の更地価額（借地権の転貸の場合にあっては、その借地権の価額）、収受した権利金等の額（特別の経済的な利益の額を含みます。）及び収受することとした地代の年額をそれぞれ記載してください。

なお、この場合の地代の額の計算の基礎となる土地の更地価額につき近傍類地の公示価格等から合理的に算定した価額又は財産評価額によっているときは、「(1)土地の価額」の「(　　円)」に、そのいずれによったかを表示するとともに、その金額を記載してください。

ホ　「６特約事項」には、例えば建物の用途制限、契約の更新等について特約がある場合に、その内容を記載してください。

5　この届出書には、契約書の写しのほか、「(1)土地の価額」に記載した金額の計算の明細その他参考となる事項を記載した書類を添付してください。

（追　加）

改　正　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

相当の地代の改訂方法に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、法人税基本通達 13－１－８《相当の地代の改訂》又は連結納税基本通達 16－１－８《相当の地代の改訂》に基づいて相当の地代の改訂方法の届出をする場合に使用してください。

2　この届出書は、土地所有者（借地権の転貸の場合における借地権者を含みます。以下同じ。）の納税地（土地所有者が連結申告法人である場合には連結親法人の納税地）の所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）に２通提出してください。

（注）1　借地権の転貸の場合には、この届出書の「土地所有者」を「借地権者」と訂正して使用してください。

2　この届出書は、土地所有者が個人である場合であっても提出することができます。

3　この届出書の提出後において、その届出に係る土地の所有又は使用に関する権利等について次のような変動が生じた場合には、その旨を速やかに借地人等との連名の書面（２通とします。）により届け出てください。

(1)　合併又は相続等により土地所有者又は借地人等に変更があった場合

(2)　土地所有者又は借地人等の住所又は所在地（納税地がその住所又は所在地と異なる場合には、その納税地）に変更があった場合

(3)　契約の更新又は更改があった場合

(4)　その土地の返還又は借地権の譲渡があった場合

4　各欄の記載は次によります。

(1)「　(1)により改訂する　(1)によらない　」は、その選択した相当の地代の改訂方法に応じ該当するものを○で囲んでください。

(2)　「地目及び面積」は、その土地の登記簿上の地目又は面積が現況と異なる場合には、その現況により記載してください。

(3)　「住所又は所在地」には、土地所有者及び借地人等の住所又は所在地を記載しますが、納税地がその住所又は所在地と異なる場合にはその納税地を記載してください。

(4)　「借地人等の所轄税務署又は所轄国税局」には、借地人等の納税地（借地人等が連結申告法人である場合には連結親法人の納税地）の所轄税務署（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局）を記載してください。

(5)　「(契約の概要等)」は次により記載してください。

イ　「１契約の種類」には、例えば「地上権の設定」、「土地の賃貸借」、「地役権の設定」、「借地権の転貸」等のように、その契約の種類を記載してください。

ロ　「２土地の使用目的」には、例えば「鉄骨造工場用建物の敷地として使用する」、「鉄筋コンクリート造 10 階建マンションの建設のため」等のように、借地人等におけるその土地の使用目的を具体的に記載してください。

ハ　「４建物等の状況」の各欄は、借地人等がこの届出書に係る土地の上に有している建物等について、次により記載してください。

(ｲ)　「(1)種類」には、建物、構築物等の別を記載してください。

(ﾛ)　「(2)構造及び用途」には、その建物等の構造及び用途を、例えば「鉄筋コンクリート造、店舗用」等のように記載してください。

(ﾊ)　「(3)建築面積等」には、その建物等の建築面積、階数、延床面積等を記載してください。

ニ　「５土地の価額等」の各欄には、その借地権の設定等をした時における当該土地の更地価額（借地権の転貸の場合にあっては、その借地権の価額）、収受した権利金等の額（特別の経済的な利益の額を含みます。）及び収受することとした地代の年額をそれぞれ記載してください。

なお、この場合の地代の額の計算の基礎となる土地の更地価額につき近傍類地の公示価格等から合理的に算定した価額又は財産評価額によっているときは、「(1)土地の価額」の「(　　円)」に、そのいずれによったかを表示するとともに、その金額を記載してください。

ホ　「６特約事項」には、例えば建物の用途制限、契約の更新等について特約がある場合に、その内容を記載してください。

5　この届出書には、契約書の写しのほか、「(1)土地の価額」に記載した金額の計算の明細その他参考となる事項を記載した書類を添付してください。

6　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」及び「連結親法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

権利金等及び受取地代の明細書

土地の所在地		借地人等の住所（所在地）		契約期間	土地の価額	直近の地代改訂年月	摘要
面積	借地人等における用途	借地人等の氏名(名称)	土地所有者との関係	権利金等の額	期中の受取地代の額		
				・　～　・	円	・	
㎡				円			
				・　～　・	円	・	
㎡				円			
				・　～　・	円	・	
㎡				円			
				・　～　・	円	・	
㎡				円			
				・　～　・	円	・	
㎡				円			
				・　～　・	円	・	
㎡				円			
				・　～　・	円	・	
㎡				円			

（注）　1　この明細書は、法人が借地権の設定等により他人に土地を使用させている場合に、その契約に当たり収受した権利金等の額及び当期中に収受した地代の額（未収分を含みます。）について記載して各事業年度の確定申告書、各連結事業年度の連結確定申告書若しくは連結法人税の個別帰属額等の届出書に添付してください。

2　各欄の記載は次によります。

(1)「権利金等の額」欄には、その契約に当たり特別の経済的な利益を受けた場合には、当該特別の経済的な利益の額を含めた金額を記載してください。

(2)「土地の価額」欄には、当期中に収受した地代の額の計算の基礎とした土地の更地価額を記載してください。

この場合、当該土地の更地価額につき近傍類地の公示価格等から合理的に算定した価額又は相続税評価額によっているときは、「摘要」欄にそのいずれによったかを表示してください。

(3) 借地権の転貸の場合には、「土地所有者との関係」とあるのは「借地権者との関係」と、「土地の価額」とあるのは「借地権の価額」と、それぞれ読み替えてください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

権利金等及び受取地代の明細書

土地の所在地		借地人等の住所（所在地）		契約期間	土地の価額	直近の地代改訂年月	摘要
面積	借地人等における用途	借地人等の氏名(名称)	土地所有者との関係	権利金等の額	期中の受取地代の額		
				・　～　・	円	・	
㎡				円			
				・　～　・	円	・	
㎡				円			
				・　～　・	円	・	
㎡				円			
				・　～　・	円	・	
㎡				円			
				・　～　・	円	・	
㎡				円			
				・　～　・	円	・	
㎡				円			
				・　～　・	円	・	
㎡				円			

（注）　1　この明細書は、法人が借地権の設定等により他人に土地を使用させている場合に、その契約に当り収受した権利金等の額及び当期中に収受した地代の額(未収分を含みます。)について記載して各事業年度の確定申告書、各連結事業年度の連結確定申告書若しくは連結法人税の個別帰属額等の届出書に添付してください。

2　各欄の記載は次によります。

(1)「権利金等の額」欄には、その契約に当り特別の経済的な利益を受けた場合には、当該特別の経済的な利益を含めた金額を記載してください。

(2)「土地の価額」欄には、当期中に収受した地代の額の計算の基礎とした土地の更地価額を記載してください。

この場合、当該土地の更地価額につき近傍類地の公示価格等から合理的に算定した価額又は相続税評価額によっているときは、「摘要」欄にそのいずれによったかを表示してください。

(3) 借地権の転貸の場合には、「土地所有者との関係」とあるのは「借地権者との関係」と、「土地の価額」とあるのは「借地権の価額」と、それぞれ読み替えてください。

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

国税関係帳簿
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認通知書

1　使用目的

「国税関係帳簿
国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認通知書」は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の承認をする場合に使用する。

なお、通知書は、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を申請者に送付する。

(注)1　帳簿、書類及びスキャナ保存に係る通知はそれぞれ別葉とする。

2　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を承認する場合（例えば、一部の帳簿について電帳法第４条第１項の承認を、また、他の帳簿について電帳法第５条第１項の承認をする場合）には、別葉とする。

3　一部承認の通知書を作成する場合には、併せて、一部却下の通知書を作成することに留意する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標　　題	「国税関係帳簿 国税関係書類」並びに通知文の「その全部 下　　記」及び「国税関係帳簿 国税関係書類」の各箇所については、承認の態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。
か　　ら	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成 年　月　日付	この承認に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第　　条第　　項	申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第４条１項、同条第２項、同条第３項、第５条第１項、同条第２項又は同条第３項）を記載する。
（承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類）	申請の一部を承認する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を承認する場合には、「記」及び「(承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類)」を二重線で抹消する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

国税関係帳簿
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認通知書

1　使用目的

「国税関係帳簿
国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認通知書」は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の承認をする場合に使用する。

なお、通知書は、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を申請者に送付する。

(注)1　帳簿、書類及びスキャナ保存に係る通知はそれぞれ別葉とする。

2　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を承認する場合（例えば、一部の帳簿について電帳法第４条第１項の承認を、また、他の帳簿について電帳法第５条第１項の承認をする場合）には、別葉とする。

3　一部承認の通知書を作成する場合には、併せて、一部却下の通知書を作成することに留意する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標　　題	「国税関係帳簿 国税関係書類」並びに通知文の「その全部 下　　記」及び「国税関係帳簿 国税関係書類」の各箇所については、承認の態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。
か　　ら	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成 年　月　日付	この承認に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第　　条第　　項	申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第４条１項、同条第２項、同条第３項、第５条第１項、同条第２項又は同条第３項）を記載する。
（承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類）	申請の一部を承認する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を承認する場合には、「記」及び「(承認対象の国税関係帳簿又は国税関係書類)」を二重線で抹消する。

（追　加）

（追　加）

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **国税関係帳簿 国税関係書類 の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書** **1　使用目的** 「国税関係帳簿 国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書」は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。 なお、通知書は教示文とともに、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を申請者に送付する。 (注)1　帳簿、書類及びスキャナ保存に係る通知はそれぞれ別葉とする。 2　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を却下する場合（例えば、一部の帳簿について電帳法第４条第１項の承認申請の却下を、また、他の帳簿について電帳法第５条第１項の承認申請の却下をする場合）には、別葉とする。 3　一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。 **2　記載要領** （省　略） **3　送付に当たっての留意事項** この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 **4　留意事項** ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **国税関係帳簿 国税関係書類 の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書** **1　使用目的** 「国税関係帳簿 国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書」は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。 なお、通知書は教示文とともに、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を申請者に送付する。 (注)1　帳簿、書類及びスキャナ保存に係る通知はそれぞれ別葉とする。 2　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を却下する場合（例えば、一部の帳簿について電帳法第４条第１項の承認申請の却下を、また、他の帳簿について電帳法第５条第１項の承認申請の却下をする場合）には、別葉とする。 3　一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。 **2　記載要領** （同　左） **3　送付に当たっての留意事項** この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。 **（追　加）**

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

国税関係帳簿
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

1　使用目的

「国税関係帳簿
国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書」は、電子帳簿保存法第８条第１項又は第９条において準用する第８条第１項の規定により、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

なお、通知書は教示文とともに、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を申請者に送付する。

(注)1　帳簿、書類及びスキャナ保存に係る通知はそれぞれ別葉とする。

2　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る取消しを行う場合には、別葉とする。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標　　題	「国税関係帳簿 国税関係書類」の各箇所については、取消しの態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。
第８条第１項 第　　号	取消しの理由に応じて電帳法第８条第１項の該当号を記載する。
（同法第９条において準用する）	承認の適用条項が電帳法第４条第１項、同条第２項又は同条第３項である場合には二重線で抹消し、同法第５条第１項、同条第２項又は同条第３項である場合には、「（」及び「）」を二重線で抹消する。
取消しの対象	取消しの対象とする国税関係帳簿書類の承認時の申請書又は承認通知書に基づいて、その名称等、承認の適用条項及び承認年月日（みなし承認の場合にはみなし承認年月日）を記載する。
取消しの理由	取消の理由を記載する。 この場合、取消対象の国税関係帳簿書類について、 ①　法第８条第１項第１号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が行われていない事実 ②　〃　第２号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が同法第４条第１項、第２項又は第３項に規定する財務省令第３条第１項から第６項に定めるところに従って行われていない事実 があることを、取消対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を取消しの対象となる場合で、取消しの事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 (注) この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を二重線で抹消する。
教　　示　　文	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

国税関係帳簿
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

1　使用目的

「国税関係帳簿
国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書」は、電子帳簿保存法第８条第１項又は第９条において準用する第８条第１項の規定により、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

なお、通知書は教示文とともに、複写により２部作成し、１部を決議書に添付し、他の１部を申請者に送付する。

(注)1　帳簿、書類及びスキャナ保存に係る通知はそれぞれ別葉とする。

2　帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る取消しを行う場合には、別葉とする。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標　　題	「国税関係帳簿 国税関係書類」の各箇所については、取消しの態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。
第８条第１項 第　　号	取消しの理由に応じて電帳法第８条第１項の該当号を記載する。
（同法第９条において準用する）	承認の適用条項が電帳法第４条第１項、同条第２項又は同条第３項である場合には二重線で抹消し、同法第５条第１項、同条第２項又は同条第３項である場合には、「（」及び「）」を二重線で抹消する。
取消しの対象	取消しの対象とする国税関係帳簿書類の承認時の申請書又は承認通知書に基づいて、その名称等、承認の適用条項及び承認年月日（みなし承認の場合にはみなし承認年月日）を記載する。
取消しの理由	取消の理由を記載する。 この場合、取消対象の国税関係帳簿書類について、 ①　法第８条第１項第１号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が行われていない事実 ②　〃　第２号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が同法第４条第１項、第２項又は第３項に規定する財務省令第３条第１項から第６項に定めるところに従って行われていない事実 があることを、取消対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を取消しの対象となる場合で、取消しの事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 (注) この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を二重線で抹消する。
教　　示　　文	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名等		
	納税地	〒 電話(　　)　－	
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）	（フリガナ） 法人名等		※税務署処理欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割等による期中損金経理額等の損金算入について

法人税法　第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項
　　第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項
　　第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項
法人税法施行令　第　条の　第　項、第　条の　第　項
租税特別措置法　第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項
　　第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項
附則　第　条　第　項

の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
添付書類		
（その他要記載事項）		
（その他参考となるべき事項）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名		
	納税地	〒 電話(　　)　－	
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）	（フリガナ） 法人名		※税務署処理欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割等による期中損金経理額等の損金算入について

法人税法　第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項
　　第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項
　　第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項、第　条第　項
法人税法施行令　第　条の　第　項、第　条の　第　項
租税特別措置法　第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項
　　第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項、第　条の　第　項
附則　第　条　第　項

の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
添付書類		
（その他要記載事項）		
（その他参考となるべき事項）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。ただし、租税特別措置法第 57 条の５第 13 項及び同法第 57 条の６第９項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください。（法人税法施行令第 155 条の６の規定を含む）

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法３１③	２１の２	５５の５　⑧	２１の４
３２③	２１の３	６８の４４⑦	２２の４６
４２⑦	２４の３	５５の６　⑩	２１の５　⑨
４４⑤	２４の６	６８の４５⑨	２２の４７⑨
４５⑦	２４の７	５５の７　⑧	２１の５　⑩
４７⑦	２４の８	６８の４６⑦	２２の４７⑩
４８⑦	２４の１０	５７の５　⑬	２１の１３②
４９⑤	２４の１２	６８の５５⑭	２２の５６②
５０⑥	２５	５７の６　⑨	２１の１３の２
５２⑥	２５の６	６８の５６⑩	２２の５７
５３⑤	２５の８	５７の８　⑪	２１の１４⑤
令１３３の２③	２７の１７	６８の５８⑩	２２の５８⑤
１３９の４⑧	２８の２	５８　⑩	２１の１６⑥
		６８の６１⑨	２２の６０⑥
※　読み替え規定有り（令 155 の６①②）		５６　⑪	２１の　７
		６８の４８⑩	２２の４９

2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法人税法施行規則第 21 条の２第４号に掲げる事項及び同規則第 21 条の３第４号に掲げる事項については、別表 16(1)から別表 16(6)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限ります。）によることができます。

4　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。

(4)　「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。

(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。ただし、租税特別措置法第 57 条の５第 13 項及び同法第 57 条の６第９項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください。（法人税法施行令第 155 条の６の規定を含む）

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法３１③	２１の２	５５の５　⑧	２１の４
３２③	２１の３	６８の４４⑦	２２の４６
４２⑦	２４の３	５５の６　⑩	２１の５　⑨
４４⑤	２４の６	６８の４５⑨	２２の４７⑨
４５⑦	２４の７	５５の７　⑧	２１の５　⑩
４７⑦	２４の８	６８の４６⑦	２２の４７⑩
４８⑦	２４の１０	５７の５　⑬	２１の１３②
４９⑤	２４の１２	６８の５５⑭	２２の５６②
５０⑥	２５	５７の６　⑨	２１の１３の２
５２⑥	２５の６	６８の５６⑩	２２の５７
５３⑤	２５の８	５７の８　⑪	２１の１４⑤
令１３３の２③	２７の１７	６８の５８⑩	２２の５８⑤
１３９の４⑧	２８の２	５８　⑩	２１の１６⑥
		６８の６１⑨	２２の６０⑥
※　読み替え規定有り（令 155 の６①②）		５６　⑪	２１の　７
		６８の４８⑩	２２の４９

2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法人税法施行規則第 21 条の２第４号に掲げる事項及び同規則第 21 条の３第４号に掲げる事項については、別表 16(1)から別表 16(6)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限ります。）によることができます。

4　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。

(4)　「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。

(5)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　　）　　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等			
	納税地			
	代表者氏名			
適格分割等の日	年　　月　　日			
繰延資産	種類			
	支出した金額	円	円	円
	支出した年月	年　　月	年　　月	年　　月
	帳簿価額	円	円	円
繰延資産が関連を有する資産等	種類			
	名称			
	関連性の説明			

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20．06 改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話（　　）　　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名			
	納税地			
	代表者氏名			
適格分割等の日	年　　月　　日			
繰延資産	種類			
	支出した金額	円	円	円
	支出した年月	年　　月	年　　月	年　　月
	帳簿価額	円	円	円
繰延資産が関連を有する資産等	種類			
	名称			
	関連性の説明			

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A４）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

18．06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等	**適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。) 又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。)第 32 条第５項《適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出》又は法施行令第 155 条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。) 又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。)第 32 条第５項《適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出》又は法施行令第 155 条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。	(3)　「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
(4)　「繰延資産」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法第 32 条第４項第２号ハに規定する繰延資産について、法施行令第 14 条第１項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。	(4)　「繰延資産」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法第 32 条第４項第２号ハに規定する繰延資産について、法施行令第 14 条第１項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。
(5)　「繰延資産」の「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。	(5)　「繰延資産」の「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。
(6)　「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類を記載してください。	(6)　「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類を記載してください。
(7)　「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」欄は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。	(7)　「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」欄は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。
(8)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(8)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(9)　「※」欄は、記載しないでください。	(9)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、下記のとおり届け出ます。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　　月　　日
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種類、構造及び規模	
	取得又は改良に要する金額	円
	取得又は改良予定日	年　　月　　日
期中特別勘定の金額		円
添付書類		

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ管理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名	
	納税地	〒 電話(　　)　　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、下記のとおり届け出ます。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　　月　　日
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種類、構造及び規模	
	取得又は改良に要する金額	円
	取得又は改良予定日	年　　月　　日
期中特別勘定の金額		円
添付書類		

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分社型分割等による国庫補助金等に係る 期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)に国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、法人税法（以下「法」といいます。)第 43 条第７項《国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出》又は法施行令第 155 条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 43 条第６項の適格分社型分割に係る同項第１号又は２号の分割承継法人等について記載してください。 (4)　「適格分社型分割等の日」欄は、適格分社型分割等の日を記載してください。 (5)　「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第 43 条第６項第２号の規定により、分割承継法人等が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。 (6)　「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。 (7)　「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人等が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。 (8)　「期中特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。 (9)　「添付書類」欄は、期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細（別表十三(一)）を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (10)「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。 (11)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (12)「※」欄は、記載しないでください。 4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分社型分割等による国庫補助金等に係る 期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)に国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、法人税法（以下「法」といいます。)第 43 条第７項《国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出》又は法施行令第 155 条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 43 条第６項の適格分社型分割に係る同項第１号又は２号の分割承継法人等について記載してください。 (4)　「適格分社型分割等の日」欄は、適格分社型分割等の日を記載してください。 (5)　「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第 43 条第６項第２号の規定により、分割承継法人等が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。 (6)　「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。 (7)　「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人等が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。 (8)　「期中特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。 (9)　「添付書類」欄は、期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細（別表十三(一)）を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。 (10)「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。 (11)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (12)「※」欄は、記載しないでください。 （追　加）

改　正　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人	□□連結親法人	（フリガナ） 法人名等
		納税地　〒 電話（　　）　－
		（フリガナ） 代表者氏名　㊞
		代表者住所　〒
		事業種目　業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名等		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
国庫補助金等	名称	
	交付をした者	
	交付を受けた日	年　月　日
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種類、構造及び規模	
	取得又は改良に要する金額	円
	取得又は改良予定日	年　月　日
引き継ぐ特別勘定の金額		円
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

20．06改正

改　正　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人	□□連結親法人	（フリガナ） 法人名
		納税地　〒 電話（　　）　－
		（フリガナ） 代表者氏名　㊞
		代表者住所　〒
		事業種目　業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
国庫補助金等	名称	
	交付をした者	
	交付を受けた日	年　月　日
取得又は改良をすることが見込まれる固定資産	種類、構造及び規模	
	取得又は改良に要する金額	円
	取得又は改良予定日	年　月　日
引き継ぐ特別勘定の金額		円
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

18．06改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に国庫補助金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第43条第９項《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出》又は法施行令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第43条第８項第２号の適格分割型分割（以下「適格分割型分割」といいます。）に係る同項第２号イ若しくはロの分割承継法人（以下「分割承継法人」といいます。）又は同項第３号の適格分社型分割等（以下「適格分社型分割等」といいます。）に係る同項第３号イ若しくはロの分割承継法人等（以下「分割承継法人等」といいます。）について記載してください。

(4)　「適格分割等の日」欄は、適格分割型分割の日又は適格分社型分割等の日を記載してください。

(5)　「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第43条第８項第２号ロ又は第３号ロの規定により、分割承継法人又は分割承継法人等が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。

(6)　「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。

(7)　「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は分割承継法人等が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。

(8)　「引き継ぐ特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。

(9)　「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。

(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に国庫補助金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第43条第９項《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出》又は法施行令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第43条第８項第２号の適格分割型分割（以下「適格分割型分割」といいます。）に係る同項第２号イ若しくはロの分割承継法人（以下「分割承継法人」といいます。）又は同項第３号の適格分社型分割等（以下「適格分社型分割等」といいます。）に係る同項第３号イ若しくはロの分割承継法人等（以下「分割承継法人等」といいます。）について記載してください。

(4)　「適格分割等の日」欄は、適格分割型分割の日又は適格分社型分割等の日を記載してください。

(5)　「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第43条第８項第２号ロ又は第３号ロの規定により、分割承継法人又は分割承継法人等が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。

(6)　「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。

(7)　「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は分割承継法人等が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。

(8)　「引き継ぐ特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。

(9)　「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。

(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)「※」欄は、記載しないでください。

（追　加）

改　正　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ）法人名等	
	納税地	〒　電話(　)　－
	（フリガナ）代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
（フリガナ）法人名等			整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－		部門	
（フリガナ）代表者氏名			決算期	
代表者住所	〒		業種番号	
事業種目	業		整理簿	
			回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
特別勘定に係るもの	所有固定資産の種類、構造及び規模	
	保険金等の支払を受けた日	年　月　日
	指定日	年　月　日
	取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等	種類、構造及び規模
		取得又は改良に要する金額　円
		取得又は改良予定日　年　月　日
	金額	円
期中特別勘定に係るもの	所有固定資産の種類、構造及び規模	
	保険金等の支払を受けた日	年　月　日
	指定日	年　月　日
	取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等	種類、構造及び規模
		取得又は改良に要する金額　円
		取得又は改良予定日　年　月　日
	金額	円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

20．06改正

改　正　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ）法人名	
	納税地	〒　電話(　)　－
	（フリガナ）代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄		
（フリガナ）法人名			整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－		部門	
（フリガナ）代表者氏名			決算期	
代表者住所	〒		業種番号	
事業種目	業		整理簿	
			回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
特別勘定に係るもの	所有固定資産の種類、構造及び規模	
	保険金等の支払を受けた日	年　月　日
	指定日	年　月　日
	取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等	種類、構造及び規模
		取得又は改良に要する金額　円
		取得又は改良予定日　年　月　日
	金額	円
期中特別勘定に係るもの	所有固定資産の種類、構造及び規模	
	保険金等の支払を受けた日	年　月　日
	指定日	年　月　日
	取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等	種類、構造及び規模
		取得又は改良に要する金額　円
		取得又は改良予定日　年　月　日
	金額	円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分割等による保険差益等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。)第 48 条第９項《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出》又は法施行令第 155 条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 48 条第８項第２号の適格分割型分割（以下「適格分割型分割」といいます。)に係る同項第２号の分割承継法人（以下「分割承継法人」といいます。)又は同項第３号の適格分社型分割等（以下「適格分社型分割等」といいます。)に係る同項第３号の分割承継法人等（以下「分割承継法人等」といいます。)について記載してください。 (4)「適格分割等の日」欄は、適格分割型分割の日又は適格分社型分割等の日を記載してください。 (5)　次のイからホの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。 イ　「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第 48 条第１項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第 47 条第１項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。 ロ　「指定日」欄は、法第 48 条第１項に規定する指定日（災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日）がある場合には、その指定日を記載してください。 ハ　「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第 48 条第８項第２号又は第３号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第 47 条第１項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。 ニ　「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。 ホ　「金額」欄は、分割承継法人又は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。 4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分割等による保険差益等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。)第 48 条第９項《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出》又は法施行令第 155 条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 48 条第８項第２号の適格分割型分割（以下「適格分割型分割」といいます。)に係る同項第２号の分割承継法人（以下「分割承継法人」といいます。)又は同項第３号の適格分社型分割等（以下「適格分社型分割等」といいます。)に係る同項第３号の分割承継法人等（以下「分割承継法人等」といいます。)について記載してください。 (4)「適格分割等の日」欄は、適格分割型分割の日又は適格分社型分割等の日を記載してください。 (5)　次のイからホの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。 イ　「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第 48 条第１項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第 47 条第１項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。 ロ　「指定日」欄は、法第 48 条第１項に規定する指定日（災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日）がある場合には、その指定日を記載してください。 ハ　「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第 48 条第８項第２号又は第３号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第 47 条第１項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。 ニ　「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。 ホ　「金額」欄は、分割承継法人又は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。 (6)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)「※」欄は、記載しないでください。 （追　加）

改　正　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

税務署受付印

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

下記のとおり届け出ます。

届出者		
	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	分割法人等の法人名	
	分割法人等の納税地	〒
	分割法人等の代表者氏名	

提出法人	
	□ 単体法人 法人税法第69条第6項 □ 連結親法人 法人税法第81条の15第6項

適格分割等の日	平成　年　月　日

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名等		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
事業種目	業	業種番号	
		整理簿	
		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

（個別）国外所得金額

（連結）事業年度	各（連結）事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：　： ：　： ：　：	円	円

控除限度額又は連結控除限度個別帰属額

（連結）事業年度	区分	各（連結）事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
・　・	国税	円	円
	道府県民税		
・　・	市町村民税		
・　・	国税		
	道府県民税		
・　・	市町村民税		
・　・	国税		
	道府県民税		
・　・	市町村民税		

（個別）控除対象外国法人税の額

（連結）事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：　： ：　： ：　：	円	円

添付書類（各欄の金額の明細書）	

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20．06改正

改　正　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

税務署受付印

適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　年　月　日

税務署長殿

下記のとおり届け出ます。

届出者		
	（フリガナ） 法人名	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	分割法人等の法人名	
	分割法人等の納税地	〒
	分割法人等の代表者氏名	

提出法人	
	□ 単体法人 法人税法第69条第6項 □ 連結親法人 法人税法第81条の15第6項

適格分割等の日	平成　年　月　日

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
事業種目	業	業種番号	
		整理簿	
		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

（個別）国外所得金額

（連結）事業年度	各（連結）事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：　： ：　： ：　：	円	円

控除限度額又は連結控除限度個別帰属額

（連結）事業年度	区分	各（連結）事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
・　・	国税	円	円
	道府県民税		
・　・	市町村民税		
・　・	国税		
	道府県民税		
・　・	市町村民税		
・　・	国税		
	道府県民税		
・　・	市町村民税		

（個別）控除対象外国法人税の額

（連結）事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額
：　： ：　： ：　：	円	円

添付書類（各欄の金額の明細書）	

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る 繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)により分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。以下同じ。)から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法第 69 条第５項の規定の適用を受けることについて、同条第６項の規定により届け出る場合又は同法第 81 条の 15 第５項の規定の適用を受けることについて同条第６項の規定により届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分割等の日以後３月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 145 条の２第 15 項又は法令第 155 条の 34 第 15 項の規定の適用がある場合には４月以内)に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「国外所得金額」の各欄 イ　「事業年度」欄は、分割前３年内事業年度又は分割等前３年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。 ロ　「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。 ハ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。 (4)　「控除限度額」の各欄 イ　「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割前３年内事業年度又は分割等前３年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割前３年内事業年度又は分割等前３年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第 145 条の２第８項若しくは第９項《繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第８項若しくは第９項《繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。 (5)　「控除対象外国法人税の額」の各欄 イ　「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割前３年内事業年度又は分割等前３年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割前３年内事業年度又は分割等前３年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第 145 条の２第８項若しくは第９項《繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第８項若しくは第９項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。 4　この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。 5　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 6　「※」欄は、記載しないでください。 7　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る 繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)により分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。以下同じ。)から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法第 69 条第５項の規定の適用を受けることについて、同条第６項の規定により届け出る場合又は同法第 81 条の 15 第５項の規定の適用を受けることについて同条第６項の規定により届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分割等の日以後３月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 145 条の２第 15 項又は法令第 155 条の 34 第 15 項の規定の適用がある場合には４月以内)に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「国外所得金額」の各欄 イ　「事業年度」欄は、分割前３年内事業年度又は分割等前３年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。 ロ　「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。 ハ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。 (4)　「控除限度額」の各欄 イ　「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割前３年内事業年度又は分割等前３年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割前３年内事業年度又は分割等前３年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第 145 条の２第８項若しくは第９項《繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第８項若しくは第９項《繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。 (5)　「控除対象外国法人税の額」の各欄 イ　「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割前３年内事業年度又は分割等前３年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ　「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割前３年内事業年度又は分割等前３年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第 145 条の２第８項若しくは第９項《繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第８項若しくは第９項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。 4　この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。 5　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 6　「※」欄は、記載しないでください。 （追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□ 単体法人 / 連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄	
	（フリガナ） 法人名等		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－	部門	
	（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
	代表者住所	〒	業種番号	
	事業種目	業	整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）（第64条第10項(措置法第64条の2第14項において準用する場合を含みます。)／第68条の70第9項(措置法第68条の71第15項において準用する場合を含みます。)／第65条第6項・第68条の72第6項／第64条の2第3項・第68条の71第4項）により下記のとおり届け出を行い、また、

措置法施行令（第39条第31項・第39条の99第17項／第39条の2第9項・第39条の100第8項）の規定により、書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日		年　月　日
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類		
補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額		円
交換取得資産の価額		円
代替資産又は交換取得資産	種類	
	構造	
	規模	
	取得（予定）日	年　月　日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
（その他参考となるべき事項）		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□ 単体法人 / 連結親法人	（フリガナ） 法人名	
	納税地	〒 電話（　　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄	
	（フリガナ） 法人名		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－	部門	
	（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
	代表者住所	〒	業種番号	
	事業種目	業	整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割等を行う場合において、収用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）（第64条第10項(措置法第64条の2第14項において準用する場合を含みます。)／第68条の70第9項(措置法第68条の71第15項において準用する場合を含みます。)／第65条第6項・第68条の72第6項／第64条の2第3項・第68条の71第4項）により下記のとおり届け出を行い、また、

措置法施行令（第39条第31項・第39条の99第17項／第39条の2第9項・第39条の100第8項）の規定により、書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
収用等のあった日又は、換地処分等のあった日		年　月　日
収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類		
補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額		円
交換取得資産の価額		円
代替資産又は交換取得資産	種類	
	構造	
	規模	
	取得（予定）日	年　月　日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
（その他参考となるべき事項）		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

19．06改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）等の下記の規定にもとづき、収用等又は収用換地等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根　拠　条　文	届　出　根　拠　条　文
(1)　収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第８項 (措置法第 64 の２第８項) 措置法第 68 条の 70 第７項 (措置法第 68 の 71 第９項)	措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の２第 14 項) 措置法第 68 条の 70 第９項 (措置法第 68 条の 71 第 15 項)
(2)　収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第５項 措置法第 68 条の 72 第５項	措置法第 65 条第６項 措置法第 68 条の 72 第６項
(3)　収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の２第２項 措置法第 68 条の 71 第３項	措置法第 64 条の２第３項 措置法第 68 条の 71 第４項

2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記１の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「適格分社型分割等の日」欄は、上記１の根拠条文に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。

(5)　「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第 64 条第１項・同法第 68 条の 70 第１項若しくは第 64 条の２第２項・第 68 条の 71 第３項に規定する収用等のあった日又は措置法第 65 条第１項・第 68 条の 72 第 １項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。

(6)　「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第 64 条の２第２項・第 68 条の 71 第３項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第 65 条第１項・第 68 条の 72 第１項に規定する収用換地等により譲渡した資産の種類を記載してください。

(7)　「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第 64 条第８項・第 68 条の 70 第７項、第 64 条の２第８項・第 68 条の 71 第９項若しくは第 64 条の２第２項・第 68 条の 71 第３項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は措置法第 65 条第１項・第 68 条の 72 第１項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。

(8)　「交換取得資産の価額」欄は、措置法第 65 条第１項・第 68 条の 72 第１項に規定する交換取得資産の価額を記載する。

(9)　「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第 64 条第１項・第 68 条の 70 第１項に規定する代替資産若しくは第 65 条第５項・第 68 条の 72 第５項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の２第９項第６号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。

(10)「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 64 条第８項（第 64 条の２第８項において準用する場合を含みます。）・第 68 条の 70 第７項（第 68 条の 71 第９項において準用する場合を含みます。）又は第 65 条第５項・第 68 条の 72 第５項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第 64 条の２第２項・第 68 条の 71 第３項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(11)「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(12)「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条第 31 項・第 39 条の 99 第 17 項又は第 39 条の２第９項・第 39 条の 100 第８項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

(13)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(14)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）等の下記の規定にもとづき、収用等又は収用換地等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根　拠　条　文	届　出　根　拠　条　文
(1)　収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第８項 (措置法第 64 の２第８項) 措置法第 68 条の 70 第７項 (措置法第 68 の 71 第９項)	措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の２第 14 項) 措置法第 68 条の 70 第９項 (措置法第 68 条の 71 第 15 項)
(2)　収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第５項 措置法第 68 条の 72 第５項	措置法第 65 条第６項 措置法第 68 条の 72 第６項
(3)　収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の２第２項 措置法第 68 条の 71 第３項	措置法第 64 条の２第３項 措置法第 68 条の 71 第４項

2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記１の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「適格分社型分割等の日」欄は、上記１の根拠条文に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。

(5)　「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第 64 条第１項・同法第 68 条の 70 第１項若しくは第 64 条の２第２項・第 68 条の 71 第３項に規定する収用等のあった日又は措置法第 65 条第１項・第 68 条の 72 第 １項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。

(6)　「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第 64 条の２第２項・第 68 条の 71 第３項に規定する収用等により譲渡した資産の種類又は第 65 条第１項・第 68 条の 72 第１項に規定する収用換地等により譲渡した資産の種類を記載してください。

(7)　「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第 64 条第８項・第 68 条の 70 第７項、第 64 条の２第８項・第 68 条の 71 第９項若しくは第 64 条の２第２項・第 68 条の 71 第３項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は措置法第 65 条第１項・第 68 条の 72 第１項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。

(8)　「交換取得資産の価額」欄は、措置法第 65 条第１項・第 68 条の 72 第１項に規定する交換取得資産の価額を記載する。

(9)　「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第 64 条第１項・第 68 条の 70 第１項に規定する代替資産若しくは第 65 条第５項・第 68 条の 72 第５項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の２第９項第６号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。

(10)「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 64 条第８項（第 64 条の２第８項において準用する場合を含みます。）・第 68 条の 70 第７項（第 68 条の 71 第９項において準用する場合を含みます。）又は第 65 条第５項・第 68 条の 72 第５項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第 64 条の２第２項・第 68 条の 71 第３項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(11)「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(12)「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条第 31 項・第 39 条の 99 第 17 項又は第 39 条の２第９項・第 39 条の 100 第８項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

(13)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(14)「※」欄は、記載しないでください。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ）法人名等		
	納税地	〒 電話(　　)　－	
	（フリガナ）代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ）法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ）代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、
租税特別措置法（第64条の2第5項 / 第68条の71第6項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割型分割 ・ 適格分社型分割 ・ 適格現物出資 ・ 適格事後設立
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
補償金、対価又は清算金の額	特別勘定の金額に係るもの	円
	期中特別勘定の金額に係るもの	円
取得する見込みである代替資産	種類及び構造	
	規模	
	取得予定日	年　月　日
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ）法人名		
	納税地	〒 電話(　　)　－	
	（フリガナ）代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ）法人名			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ）代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、
租税特別措置法（第64条の2第5項 / 第68条の71第6項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割型分割 ・ 適格分社型分割 ・ 適格現物出資 ・ 適格事後設立
	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
補償金、対価又は清算金の額	特別勘定の金額に係るもの	円
	期中特別勘定の金額に係るもの	円
取得する見込みである代替資産	種類及び構造	
	規模	
	取得予定日	年　月　日
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分割等による収用等に係る特別勘定の 金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に収用等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の２第５項・第 68 条の 71 第６項の規定により届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 64 条の２第４項第２号又は同項第３号・第 68 条の 71 第５項第２号又は同項第３号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。 (4)「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 64 条の２第４項第２号又は同項第３号・第 68 条の 71 第５項第２号又は同項第３号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割等の日を記載してください。 (5)「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 64 条の２第４項・第 68 条の 71 第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号又は同項第３号に規定する特別勘定の金額を記載してください。 (6)「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 64 条の２第４項・第 68 条の 71 第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第３号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (7)「補償金、対価又は清算金の額」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第 64 条の２第４項第２号又は第３号・第 68 条の 71 第５項第２号又は第３号に規定する補償金、対価又は清算金の額を記載してください。 (8)「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。 (9)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10)「※」欄は、記載しないでください。 4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分割等による収用等に係る特別勘定の 金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に収用等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の２第５項・第 68 条の 71 第６項の規定により届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 64 条の２第４項第２号又は同項第３号・第 68 条の 71 第５項第２号又は同項第３号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。 (4)「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 64 条の２第４項第２号又は同項第３号・第 68 条の 71 第５項第２号又は同項第３号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割等の日を記載してください。 (5)「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 64 条の２第４項・第 68 条の 71 第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号又は同項第３号に規定する特別勘定の金額を記載してください。 (6)「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 64 条の２第４項・第 68 条の 71 第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第３号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (7)「補償金、対価又は清算金の額」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第 64 条の２第４項第２号又は第３号・第 68 条の 71 第５項第２号又は第３号に規定する補償金、対価又は清算金の額を記載してください。 (8)「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。 (9)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10)「※」欄は、記載しないでください。 （追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ）法人名等	
	納税地	〒　電話(　)　－
	（フリガナ）代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ）法人名等		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－	部門	
（フリガナ）代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□親署 ⇒ 子署　□子署 ⇒ 調査課

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、
租税特別措置法（第65条の8第5項／第68条の79第6項）又は 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第21条第5項／第26条の6第6項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割型分割 ・ 適格分社型分割 ・ 適格現物出資 ・ 適格事後設立
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
特別勘定等の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模(土地の場合は面積)	
	譲渡年月日	年　月　日
取得する見込みである資産	種類及び構造	
	所在地	
	規模(土地の場合は面積)	
	取得予定日	年　月　日
適用を受けることとしている表の各号の区分		号
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ）法人名	
	納税地	〒　電話(　)　－
	（フリガナ）代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ）法人名		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－	部門	
（フリガナ）代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□親署 ⇒ 子署　□子署 ⇒ 調査課

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、
租税特別措置法（第65条の8第5項／第68条の79第6項）又は 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第21条第5項／第26条の6第6項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割型分割 ・ 適格分社型分割 ・ 適格現物出資 ・ 適格事後設立
	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
特別勘定等の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模(土地の場合は面積)	
	譲渡年月日	年　月　日
取得する見込みである資産	種類及び構造	
	所在地	
	規模(土地の場合は面積)	
	取得予定日	年　月　日
適用を受けることとしている表の各号の区分		号
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の 金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の８第５項・第 68 条の 79 第６項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 21 条第５項・第 26 条の６第６項の規定により届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の８第４項第２号若しくは同項第３号・第 68 条の 79 第５項第２号若しくは同項第３号又は震災特例法第 21 条第４項第２号若しくは同項第３号・第 26 条の６第５項第２号若しくは同項第３号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。 (4)「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の８第４項第２号若しくは同項第３号・第 68 条の 79 第５項第２号若しくは同項第３号又は震災特例法第 21 条第４項第２号若しくは同項第３号・第 26 条の６第５項第２号若しくは同項第３号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割等の日を記載してください。 (5)「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の８第４項・第 68 条の 79 第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号又は同項第３号に規定する特別勘定の金額あるいは震災特例法第 21 条第４項・第 26 条の６第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号又は同項第３号に規定する特別勘定の金額を記載してください。 (6)「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の８第４項・第 68 条の 79 第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第３号に規定する期中特別勘定の金額又は震災特例法第 21 条第４項・第 26 条の６第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第３号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (7)「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。 (8)「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法の規定の適用を受ける場合における措置法第 65 条の７第１項の表の第１号から第 18 号までの下欄に掲げる資産及び震災特例法の規定の適用を受ける場合における資産については種類、構造、所在地、及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。 (9)「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の７第１項の表・第 68 条の 78 第１項の表又は震災特例法第 20 条第１項の表・第 26 条の５第１項の表の各号の区分を記載してください。 (10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11)「※」欄は、記載しないでください。 4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の 金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の８第５項・第 68 条の 79 第６項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 21 条第５項・第 26 条の６第６項の規定により届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の８第４項第２号若しくは同項第３号・第 68 条の 79 第５項第２号若しくは同項第３号又は震災特例法第 21 条第４項第２号若しくは同項第３号・第 26 条の６第５項第２号若しくは同項第３号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。 (4)「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の８第４項第２号若しくは同項第３号・第 68 条の 79 第５項第２号若しくは同項第３号又は震災特例法第 21 条第４項第２号若しくは同項第３号・第 26 条の６第５項第２号若しくは同項第３号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割等の日を記載してください。 (5)「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の８第４項・第 68 条の 79 第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号又は同項第３号に規定する特別勘定の金額あるいは震災特例法第 21 条第４項・第 26 条の６第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号又は同項第３号に規定する特別勘定の金額を記載してください。 (6)「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の８第４項・第 68 条の 79 第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第３号に規定する期中特別勘定の金額又は震災特例法第 21 条第４項・第 26 条の６第５項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第３号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (7)「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。 (8)「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法の規定の適用を受ける場合における措置法第 65 条の７第１項の表の第１号から第 18 号までの下欄に掲げる資産及び震災特例法の規定の適用を受ける場合における資産については種類、構造、所在地、及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。 (9)「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の７第１項の表・第 68 条の 78 第１項の表又は震災特例法第 20 条第１項の表・第 26 条の５第１項の表の各号の区分を記載してください。 (10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (11)「※」欄は、記載しないでください。 （追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □単体法人 □連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、
租税特別措置法（第65条の12第6項／第68条の83第7項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日		年　月　日

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □単体法人 □連結親法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、
租税特別措置法（第65条の12第6項／第68条の83第7項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立
	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日		年　月　日

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 12 第６項・第 68 条の 83 第７項の規定により届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 12 第５項第２号又は同項第３号・第 68 条の 83 第６項第２号又は同項第３号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。 (4)　「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 12 第５項第２号又は同項第３号・第 68 条の 83 第６項第２号又は同項第３号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割の日を記載してください。 (5)　「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 12 第 5 項・第 68 条の 83 第６項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号又は同項第３号に規定する特別勘定の金額を記載してください。 (6)　「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 12 第５項・第 68 条の 83 第６項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第３号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (7)　「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等の所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 (8)　「譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日を記載してください。 (9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10)「※」欄は、記載しないでください。 4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 12 第６項・第 68 条の 83 第７項の規定により届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 12 第５項第２号又は同項第３号・第 68 条の 83 第６項第２号又は同項第３号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。 (4)　「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 12 第５項第２号又は同項第３号・第 68 条の 83 第６項第２号又は同項第３号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割の日を記載してください。 (5)　「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 12 第 5 項・第 68 条の 83 第６項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号又は同項第３号に規定する特別勘定の金額を記載してください。 (6)　「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 12 第５項・第 68 条の 83 第６項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第３号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (7)　「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡をした土地等の所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 (8)　「譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする宅地の譲受け予定年月日を記載してください。 (9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10)「※」欄は、記載しないでください。 （追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄	
	（フリガナ） 法人名等		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－	部門	
	（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
	代表者住所	〒	業種番号	
	事業種目	業	整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法（第65条の14第6項／第68条の85第7項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
所有隣接土地等	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
譲り受けようとする土地建物等の譲受け予定年月日		年　月　日
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06 改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄	
	（フリガナ） 法人名		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－	部門	
	（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
	代表者住所	〒	業種番号	
	事業種目	業	整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、租税特別措置法（第65条の14第6項／第68条の85第7項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立
	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
所有隣接土地等	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
譲り受けようとする土地建物等の譲受け予定年月日		年　月　日
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06 改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等	**適格分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 14 第６項、又は第 68 条の 85 第７項の規定により届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 14 第６項、又は第 68 条の 85 第７項の規定により届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。	2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 14 第５項第２号又は同項第３号・同法第 68 条の 85 第６項第２号又は同項第３号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。	(3)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 14 第５項第２号又は同項第３号・同法第 68 条の 85 第６項第２号又は同項第３号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。
(4)「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 14 第５項第２号又は同項第３号・同法第 68 条の 85 第６項第２号又は第３号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割の日を記載してください。	(4)「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 14 第５項第２号又は同項第３号・同法第 68 条の 85 第６項第２号又は第３号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割の日を記載してください。
(5)「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 14 第５項又は第 68 条の 85 第６項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号又は同項第３号に規定する特別勘定の金額を記載してください。	(5)「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 14 第５項又は第 68 条の 85 第６項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号又は同項第３号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
(6)「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 14 第５項又は第 68 条の 85 第６項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第３号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。	(6)「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 14 第５項又は第 68 条の 85 第６項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第３号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
(7)「所有隣接土地等」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第 65 条の 13 第１項第２号又は第 68 条の 84 第１項第２号の所有隣接土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。	(7)「所有隣接土地等」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第 65 条の 13 第１項第２号又は第 68 条の 84 第１項第２号の所有隣接土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。
(8)「譲り受けようとする土地建物等の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする措置法第 65 条の 13 第１項第２号又は第 68 条の 84 第１項第２号の土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。	(8)「譲り受けようとする土地建物等の譲受け予定年月日」欄は分割承継法人等において譲り受けようとする措置法第 65 条の 13 第１項第２号又は第 68 条の 84 第１項第２号の土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。
(9)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(9)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(10)「※」欄は、記載しないでください。	(10)「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人 / 連結子法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、

租税特別措置法（第67条の4第7項 / 第68条の102第8項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
転廃業助成金等	転廃業助成金の金額	特別勘定の金額に係るもの　円
		期中特別勘定の金額に係るもの　円
	転廃業助成金等の名称	
取得する見込みである固定資産	種類	
	取得予定日	年　月　日

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人 / 連結子法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、

租税特別措置法（第67条の4第7項 / 第68条の102第8項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	適格分割等	適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立
	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日		年　月　日
分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額		円
分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額		円
転廃業助成金等	転廃業助成金の金額	特別勘定の金額に係るもの　円
		期中特別勘定の金額に係るもの　円
	転廃業助成金等の名称	
取得する見込みである固定資産	種類	
	取得予定日	年　月　日

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に転廃業助成金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の４第７項又は第 68 条の 102 第８項の規定により届け出る場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 67 条の４第６項第２号又は同項第３号・第 68 条の 102 第７項第２号又は同項第３号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。

(4)「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 67 条の４第６項第２号又は同項第３号・第 68 条の 102 第７項第２号又は同項第３号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割等の日を記載してください。

(5)「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 67 条の４第６項・第 68 条の 102 第７項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号又は同項第３号に規定する特別勘定の金額を記載してください。

(6)「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 67 条の４第６項・第 68 条の 102 第７項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第３号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(7)「転廃業助成金等」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第 67 条の４第６項第２号又は第３号・第 68 条の 102 第７項第２号又は第３号に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。

(8)「取得する見込みである固定資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである固定資産の種類及び取得予定年月日を記載してください。

(9)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(10)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）に転廃業助成金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の４第７項又は第 68 条の 102 第８項の規定により届け出る場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 67 条の４第６項第２号又は同項第３号・第 68 条の 102 第７項第２号又は同項第３号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。

(4)「適格分割型分割又は適格分社型分割等の年月日」欄は措置法第 67 条の４第６項第２号又は同項第３号・第 68 条の 102 第７項第２号又は同項第３号に規定する適格分割型分割又は適格分社型分割等の日を記載してください。

(5)「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 67 条の４第６項・第 68 条の 102 第７項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第２号又は同項第３号に規定する特別勘定の金額を記載してください。

(6)「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 67 条の４第６項・第 68 条の 102 第７項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第３号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(7)「転廃業助成金等」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第 67 条の４第６項第２号又は第３号・第 68 条の 102 第７項第２号又は第３号に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。

(8)「取得する見込みである固定資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである固定資産の種類及び取得予定年月日を記載してください。

(9)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(10)「※」欄は、記載しないでください。

（追　加）

改　正　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 / □□連結親法人	（フリガナ）法人名等	
	納税地	〒　電話(　　)　－
	（フリガナ）代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄	
	（フリガナ）法人名等		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　　）　－	部門	
	（フリガナ）代表者氏名		決算期	
	代表者住所	〒	業種番号	
	事業種目	業	整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）（第65条の7第11項（措置法第65条の8第15項において準用する場合を含みます。）／第68条の78第11項（措置法第68条の79第16項において準用する場合を含みます。））若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)（第20条第9項（震災特例法第21条第15項において準用する場合を含みます。）／第26条の5第9項（震災特例法第26条の6第16項において準用する場合を含みます。））により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、

措置法（第65条の8第3項／第68条の79第4項）又は、震災特例法（第21条第3項／第26条の6第4項）により下記のとおり届け出を行い、

措置法施行令（第39条の7第57項／第39条の106第47項）又は、震災特例法施行令（第18条第39項／第21条の5第39項）により書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模（土地等の場合は面積）	
	譲渡日	年　月　日
買取換資産又は資産込産	種類	
	構造	
	所在地	
	規模（土地等の場合は面積）	
	取得（予定）日	年　月　日
	表の各号の該当区分	
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　正　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 / □□連結親法人	（フリガナ）法人名	
	納税地	〒　電話(　　)　－
	（フリガナ）代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄	
	（フリガナ）法人名		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　　）　－	部門	
	（フリガナ）代表者氏名		決算期	
	代表者住所	〒	業種番号	
	事業種目	業	整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）（第65条の7第11項（措置法第65条の8第15項において準用する場合を含みます。）／第68条の78第11項（措置法第68条の79第16項において準用する場合を含みます。））若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)（第20条第9項（震災特例法第21条第15項において準用する場合を含みます。）／第26条の5第9項（震災特例法第26条の6第16項において準用する場合を含みます。））により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、

措置法（第65条の8第3項／第68条の79第4項）又は、震災特例法（第21条第3項／第26条の6第4項）により下記のとおり届け出を行い、

措置法施行令（第39条の7第57項／第39条の106第47）又は、震災特例法施行令（第18条第39項／第21条の5第39）により書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模（土地等の場合は面積）	
	譲渡日	年　月　日
買取換資産又は資産込産	種類	
	構造	
	所在地	
	規模（土地等の場合は面積）	
	取得（予定）日	年　月　日
	表の各号の該当区分	
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

19．06改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第 39 条の７第 57 項・第 39 条の 106 第 47 項の規定又は震災特例法施行令第 18 条第 39 項・第 21 条の５第 39 項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1)　特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第 65 条の７第９項 (措置法第 65 条の８第８項) 措置法第 68 条の 78 第９項 (措置法第 68 条の 79 第９項) 震災特例法第 20 条第７項 (震災特例法第 21 条第８項) 震災特例法第 26 条の５第７項 (震災特例法第 26 条の６第９項)	措置法第 65 条の７第 11 項 (措置法第 65 条の８第 15 項) 措置法第 68 条の 78 第 11 項 (措置法第 68 条の 79 第 16 項) 震災特例法第 20 条第９項 (震災特例法第 21 条第 15 項) 震災特例法第 26 条の５第９項 (震災特例法第 26 条の６第 16 項)
(2)　特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第 65 条の８第２項 措置法第 68 条の 79 第３項 震災特例法第 21 条第２項 震災特例法第 26 条の６第３項	措置法第 65 条の８第３項 措置法第 68 条の 79 第４項 震災特例法第 21 条第３項 震災特例法第 26 条の６第４項

2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の７第９項・同法第 68 条の 78 第９項、同法第 65 条の８第８項・同法第 68 条の 79 第９項若しくは震災特例法第 20 条第７項・同法第 26 条の５第７項、同法第 21 条第８項・同法第 26 条の６第９項又は措置法第 65 条の８第２項・同法第 68 条の 79 第３項、若しくは震災特例法第 21 条第２項・同法第 26 条の６第３項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。

(4)　「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の７第９項・同法第 68 条の 78 第９項、同法第 65 条の８第８項・同法第 68 条の 79 第９項、震災特例法第 20 条第７項・同法第 26 条の５第７項、同法第 21 条第８項・同法第 26 条の６第９項又は措置法第 65 条の８第２項・同法第 68 条の 79 第３項、若しくは震災特例法第 21 条第２項・同法第 26 条の６第３項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。

(5)　「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。

(6)　「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその取得(予定）年月日を記載してください。（なお、取得見込資産が表の第１号から第 18 号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。）

(7)　「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の７第９項（措置法第 65 条の８第８項において準用する場合を含みます。）・同法第 68 条の 78 第９項（同法第 68 条の 79 第９項において準用する場合を含みます。）又は震災特例法第 20 条第７項（震災特例法第 21 条第８項において準用する場合を含みます。）・同法第 26 条の５第７項（同法第 26 条の６第９項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 65 条の８第２項・同法第 68 条の 79 第３項、若しくは震災特例法第 21 条第２項・同法第 26 条の６第３項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。

(8)　「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(9)　「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の７第 57 項・同令第 39 条の 106 第 47 項又は震災特例法施行令第 18 条第 39 項・同令第 21 条の５第 39 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第 39 条の７第 57 項・第 39 条の 106 第 47 項の規定又は震災特例法施行令第 18 条第 39 項・第 21 条の５第 39 項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1)　特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第 65 条の７第９項 (措置法第 65 条の８第８項) 措置法第 68 条の 78 第９項 (措置法第 68 条の 79 第９項) 震災特例法第 20 条第７項 (震災特例法第 21 条第８項) 震災特例法第 26 条の５第７項 (震災特例法第 26 条の６第９項)	措置法第 65 条の７第 11 項 (措置法第 65 条の８第 15 項) 措置法第 68 条の 78 第 11 項 (措置法第 68 条の 79 第 16 項) 震災特例法第 20 条第９項 (震災特例法第 21 条第 15 項) 震災特例法第 26 条の５第９項 (震災特例法第 26 条の６第 16 項)
(2)　特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第 65 条の８第２項 措置法第 68 条の 79 第３項 震災特例法第 21 条第２項 震災特例法第 26 条の６第３項	措置法第 65 条の８第３項 措置法第 68 条の 79 第４項 震災特例法第 21 条第３項 震災特例法第 26 条の６第４項

2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の７第９項・同法第 68 条の 78 第９項、同法第 65 条の８第８項・同法第 68 条の 79 第９項若しくは震災特例法第 20 条第７項・同法第 26 条の５第７項、同法第 21 条第８項・同法第 26 条の６第９項又は措置法第 65 条の８第２項・同法第 68 条の 79 第３項、若しくは震災特例法第 21 条第２項・同法第 26 条の６第３項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。

(4)　「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の７第９項・同法第 68 条の 78 第９項、同法第 65 条の８第８項・同法第 68 条の 79 第９項、震災特例法第 20 条第７項・同法第 26 条の５第７項、同法第 21 条第８項・同法第 26 条の６第９項又は措置法第 65 条の８第２項・同法第 68 条の 79 第３項、若しくは震災特例法第 21 条第２項・同法第 26 条の６第３項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。

(5)　「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。

(6)　「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその取得(予定）年月日を記載してください。（なお、取得見込資産が表の第１号から第 18 号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。）

(7)　「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の７第９項（措置法第 65 条の８第８項において準用する場合を含みます。）・同法第 68 条の 78 第９項（同法第 68 条の 79 第９項において準用する場合を含みます。）又は震災特例法第 20 条第７項（震災特例法第 21 条第８項において準用する場合を含みます。）・同法第 26 条の５第７項（同法第 26 条の６第９項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 65 条の８第２項・同法第 68 条の 79 第３項、若しくは震災特例法第 21 条第２項・同法第 26 条の６第３項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。

(8)　「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(9)　「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の７第 57 項・同令第 39 条の 106 第 47 項又は震災特例法施行令第 18 条第 39 項・同令第 21 条の５第 39 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)「※」欄は、記載しないでください。

（追　加）

改　正　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □単体法人 □連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割を行う場合において、交換分合取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第 65 条の 10 第 6 項又は第 68 条の 81 第 6 項、及び租税特別措置法施行令第 39 条の 8 第 6 項又は第 39 条の 107 第 6 項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
交換譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
交換取得資産	種類	
	所在地	
	規模	
	取得年月日	年　月　日
減額した金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

20．06 改正

改　正　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □単体法人 □連結親法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割を行う場合において、交換分合取得資産の帳簿価額の減額について、租税特別措置法第 65 条の 10 第 6 項又は第 68 条の 81 第 6 項、及び租税特別措置法施行令第 39 条の 8 第 6 項又は第 39 条の 107 第 6 項により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
交換譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
交換取得資産	種類	
	所在地	
	規模	
	取得年月日	年　月　日
減額した金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

18．06 改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における
交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 10 第４項又は第 68 条の 81 第４項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第４項又は第 68 条の 81 第４項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 10 第４項又は第 68 条の 81 第４項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。

(5)　「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第１項又は第 68 条の 81 第１項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。

(6)　「交換取得資産」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第４項又は第 68 条の 81 第４項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。

(7)　「減額した金額」欄は、措置法第 65 条の 10 第４項又は第 68 条の 81 第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。

(8)　「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（六）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(9)　「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の８第６項又は第 39 条の 107 第６項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における
交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 10 第４項又は第 68 条の 81 第４項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第４項又は第 68 条の 81 第４項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 10 第４項又は第 68 条の 81 第４項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。

(5)　「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第１項又は第 68 条の 81 第１項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。

(6)　「交換取得資産」の各欄は、措置法第 65 条の 10 第４項又は第 68 条の 81 第４項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。

(7)　「減額した金額」欄は、措置法第 65 条の 10 第４項又は第 68 条の 81 第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。

(8)　「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（六）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(9)　「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の８第６項又は第 39 条の 107 第６項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。

(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)「※」欄は、記載しないでください。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名等		
	納税地	〒 電話(　　)　－	
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）（第65条の11第6項 第68条の82第6項）若しくは、（第65条の12第15項又は同条第4項 第68条の83第16項又は同条第5項）及び、措置法施行令（第39条の9第18項 第39条の108第20項）により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
譲渡をした土地等又は交換譲渡資産等	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
資産等交換取得	所在地	
	規模	
	取得年月日又は譲受け(予定)年月日	年　月　日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

（規格A4）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名		
	納税地	〒 電話(　　)　－	
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目	業	

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割を行う場合において、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は宅地を譲り受ける見込みであるときに設けた期中特別勘定について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）（第65条の11第6項 第68条の82第6項）若しくは、（第65条の12第15項又は同条第4項 第68条の83第16項又は同条第5項）及び、措置法施行令（第39条の9第18項 第39条の108第20項）により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
譲渡をした土地等又は交換譲渡資産等	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
資産等交換取得	所在地	
	規模	
	取得年月日又は譲受け(予定)年月日	年　月　日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

（規格A4）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

18．06改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、下記の条文に基づき、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第 65 条の 11 第４項 措置法第 68 条の 82 第４項	措置法第 65 条の 11 第６項 措置法第 68 条の 82 第６項
(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等	措置法第 65 条の 12 第９項 措置法第 68 条の 83 第 10 項 措置法第 65 条の 12 第３項 措置法第 68 条の 83 第４項	措置法第 65 条の 12 第 15 項 措置法第 68 条の 83 第 16 項 措置法第 65 条の 12 第４項 措置法第 68 条の 83 第５項

2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 11 第４項・第 68 条の 82 第４項又は第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 11 第４項・第 68 条の 82 第４項又は第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。

(5)　「交換譲渡資産」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。

(6)　「交換取得資産等」の各欄については、措置法施行規則第 22 条の９第２項第５号・第 22 条の 71 第２項第６号に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の９第６項第５号・第 22 条の 71 第６項第６号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。

(7)　「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 11 第４項・第 68 条の 82 第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第65条の12第３項・第 68 条の 83 第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(8)　「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(9)　「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の９第 18 項・第 39 条の 108 第 20 項に規定する書類を記載するとともに、当該届出書に添付してください。

(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

1　単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、下記の条文に基づき、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等又は譲渡により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額したとき又は宅地を譲り受ける見込みであるときに期中特別勘定を設けたとき、減額した金額又は期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等	措置法第 65 条の 11 第４項 措置法第 68 条の 82 第４項	措置法第 65 条の 11 第６項 措置法第 68 条の 82 第６項
(2) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡等	措置法第 65 条の 12 第９項 措置法第 68 条の 83 第 10 項 措置法第 65 条の 12 第３項 措置法第 68 条の 83 第４項	措置法第 65 条の 12 第 15 項 措置法第 68 条の 83 第 16 項 措置法第 65 条の 12 第４項 措置法第 68 条の 83 第５項

2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 11 第４項・第 68 条の 82 第４項又は第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 11 第４項・第 68 条の 82 第４項又は第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。

(5)　「交換譲渡資産」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。

(6)　「交換取得資産等」の各欄については、措置法施行規則第 22 条の９第２項第５号・第 22 条の 71 第２項第６号に規定する交換取得資産等の所在地及び規模並びにその取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の９第６項第５号・第 22 条の 71 第６項第６号に規定する宅地の譲受け予定年月日を記載してください。

(7)　「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 11 第４項・第 68 条の 82 第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第65条の12第３項・第 68 条の 83 第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(8)　「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(七）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。

(9)　「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条の９第 18 項・第 39 条の 108 第 20 項に規定する書類を記載するとともに、当該届出書に添付してください。

(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11)「※」欄は、記載しないでください。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等		
	納税地	〒 電話(　　)　－	
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目	業	

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（第65条の12第3項 / 第68条の83第4項）の規定による適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

期中特別勘定の金額				
適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地	取得価額の見積額	円	円	円
	譲り受ける予定年月日	・　・	・　・	・　・

（やむを得ない事情の詳細）

添付書類	

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名		
	納税地	〒 電話(　　)　－	
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目	業	

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（第65条の12第3項 / 第68条の83第4項）の規定による適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

期中特別勘定の金額				
適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地	取得価額の見積額	円	円	円
	譲り受ける予定年月日	・　・	・　・	・　・

（やむを得ない事情の詳細）

添付書類	

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等** 1　この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限ります。）をいいます。）を行う場合において、当該宅地の造成に要する期間が１年を超えることその他のやむを得ない事情により当該適格分社型分割等の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）において当該適格分社型分割等の日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。)第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。 2　この申請書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「期中特別勘定の金額」欄には、措置法第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (4)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地」の各欄 イ　「取得価額の見積額」欄には、適格分社型分割等に係る措置法第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定する分割承継法人等において譲り受けようとする同項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。 ロ　「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。 (5)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。 (6)　「添付書類」欄には、措置法施行規則第 22 条の９第３項・第 22 条の 71 第３項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該申請書に添付してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)　「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等** 1　この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限ります。）をいいます。）を行う場合において、当該宅地の造成に要する期間が１年を超えることその他のやむを得ない事情により当該適格分社型分割等の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）において当該適格分社型分割等の日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。)第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。 2　この申請書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「期中特別勘定の金額」欄には、措置法第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (4)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地」の各欄 イ　「取得価額の見積額」欄には、適格分社型分割等に係る措置法第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定する分割承継法人等において譲り受けようとする同項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。 ロ　「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。 (5)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第 65 条の 12 第３項・第 68 条の 83 第４項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。 (6)　「添付書類」欄には、措置法施行規則第 22 条の９第３項・第 22 条の 71 第３項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該申請書に添付してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)　「※」欄は、記載しないでください。 （追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		
	（フリガナ） 法人名等	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	
	代表者住所	〒
	事業種目	業

※税務署処理欄		
	整理番号	
	部門	
	決算期	
	整理番号	
	整理簿	
	回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得又は改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得又は改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、

租税特別措置法（第67条の4第17項又は第18項／第68条の102第18項又は第19項）及び、

租税特別措置法施行令（第39条の27第15項／第39条の123の2第15項）により下記のとおり届け出及び書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
転廃業助成金	金額	円
	上記の金額に係る転廃業助成金等の名称	
取得(予定)改良(予定)固定資産	種類	
	取得(予定)日又は改良(予定)日	年　月　日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		
	（フリガナ） 法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	
	代表者住所	〒
	事業種目	業

※税務署処理欄		
	整理番号	
	部門	
	決算期	
	整理番号	
	整理簿	
	回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割等を行う場合において、転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額をもって取得又は改良をした固定資産の帳簿価額の減額又は取得又は改良する見込みであるときに設けた期中特別勘定について、

租税特別措置法（第67条の4第17項又は第18項／第68条の102第18項又は第19項）及び、

租税特別措置法施行令（第39条の27第15項／第39条の123の2第15項）により下記のとおり届け出及び書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
転廃業助成金	金額	円
	上記の金額に係る転廃業助成金等の名称	
取得(予定)改良(予定)固定資産	種類	
	取得(予定)日又は改良(予定)日	年　月　日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等	**適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**
1　この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の４第３項（第 10 項において準用する場合を含みます。）・第 68 条の 102 第３項（第 11 項において準用する場合を含みます。)により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第 67 条の４第５項・第 68 条の 102 第６項の規定により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。	1　この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の４第３項（第 10 項において準用する場合を含みます。）・第 68 条の 102 第３項（第 11 項において準用する場合を含みます。)により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第 67 条の４第５項・第 68 条の 102 第６項の規定により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 67 条の４第３項若しくは第 10 項又は第５項・第 68 条の 102 第３項若しくは第 11 項又は第６項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 67 条の４第３項若しくは第 10 項又は第５項・第 68 条の 102 第３項若しくは第 11 項又は第６項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 67 条の４第３項若しくは第 10 項又は第５項・第 68 条の 102 第３項若しくは第 11 項又は第６項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。	(4)「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 67 条の４第３項若しくは第 10 項又は第５項・第 68 条の 102 第３項若しくは第 11 項又は第６項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
(5)「転廃業助成金」の各欄は、措置法第 67 条の４第３項若しくは第 10 項又は第５項・第 68 条の 102 第３項若しくは第 11 項又は第６項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。	(5)「転廃業助成金」の各欄は、措置法第 67 条の４第３項若しくは第 10 項又は第５項・第 68 条の 102 第３項若しくは第 11 項又は第６項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。
(6)「取得（予定）又は改良（予定）固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。	(6)「取得（予定）又は改良（予定）固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。
(7)「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 67 条の４第３項（第 10 項において準用する場合を含みます。）・第 68 条の 102 第３項（第 11 項において準用する場合を含みます。)の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 67 条の４第５項・第 68 条の 102 第６項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。	(7)「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 67 条の４第３項（第 10 項において準用する場合を含みます。）・第 68 条の 102 第３項（第 11 項において準用する場合を含みます。)の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 67 条の４第５項・第 68 条の 102 第６項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。
(8)「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（十二）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。	(8)「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（十二）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
(9)「提出書類」欄は、措置法施行令第 39 条の 27 第 15 項・第 39 条の 123 の 2 第 15 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。	(9)「提出書類」欄は、措置法施行令第 39 条の 27 第 15 項・第 39 条の 123 の 2 第 15 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(11)「※」欄は、記載しないでください。	(11)「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　正　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□ 単体法人 / □□ 連結親法人	（フリガナ）法人名等	
	納税地	〒　電話(　　)　－
	（フリガナ）代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ）法人名等		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－	部門	
（フリガナ）代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割等を行う場合において、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合に交換取得資産の帳簿価額を減額又は期中特別勘定を設けたとき、

租税特別措置法（第65条の13第6項・第68条の84第6項／第65条の14第4項・第68条の85第5項／第65条の14第15項・第68条の85第16項）の規定による（減額した金額及び期中特別勘定の金額）の届出及び

租税特別措置法施行令（第39条の9の2第11項／第39条の109第13項）の規定による書類の提出を下記のとおり行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
交換譲渡資産等又は土地等	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
交換取得資産等又は土地等	種類	
	所在地	
	規模	
	取得年月日又は譲受け予定年月日	年　月　日
所有隣接土地等	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
土地建物等の譲受け予定年月日		年　月　日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

（規格A4）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20．06改正

改　正　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□ 単体法人 / □□ 連結親法人	（フリガナ）法人名	
	納税地	〒　電話(　　)　－
	（フリガナ）代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ）法人名		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署）　電話（　）　－	部門	
（フリガナ）代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割等を行う場合において、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合に交換取得資産の帳簿価額を減額又は期中特別勘定を設けたとき、

租税特別措置法（第65条の13第6項・第68条の84第6項／第65条の14第4項・第68条の85第5項／第65条の14第15項・第68条の85第16項）の規定による（減額した金額及び期中特別勘定の金額）の届出及び

租税特別措置法施行令（第39条の9の2第11項／第39条の109第13項）の規定による書類の提出を下記のとおり行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
交換譲渡資産等又は土地等	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
交換取得資産等又は土地等	種類	
	所在地	
	規模	
	取得年月日又は譲受け予定年月日	年　月　日
所有隣接土地等	種類	
	所在地	
	規模	
	譲渡年月日	年　月　日
土地建物等の譲受け予定年月日		年　月　日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

（規格A4）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
適格分社型分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等	**適格分社型分割等による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**
1　この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。)第 65 条の 13 第１項・第 68 条の 84 第１項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度において適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいい、その日以後に行われるものに限ります。以下同じ。)を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換又は譲渡に係る交換取得資産等を分割承継法人等に移転するときに当該交換取得資産等について、当該交換取得資産等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額しようとする場合又は措置法第 65 条の 13 第１項・第 68 条の 84 第１項若しくは措置法第 65 条の 14 第１項・第 68 条の 85 第１項の特別勘定を設けている法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分社型分割等の日を含む事業年度の取得期間（措置法第 65 条の 14 第８項･第 68 条の 85 第９項に規定する取得期間をいいます。)内に同項の特別勘定に係る土地建物等を譲り受け、当該適格分社型分割等により当該土地建物等を分割承継法人等に移転するときに、当該土地建物等につき、当該土地建物等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに、当該減額した金額を損金の額に算入しようとする場合に使用してください。	1　この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。)第 65 条の 13 第１項・第 68 条の 84 第１項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度において適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいい、その日以後に行われるものに限ります。以下同じ。)を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換又は譲渡に係る交換取得資産等を分割承継法人等に移転するときに当該交換取得資産等について、当該交換取得資産等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額しようとする場合又は措置法第 65 条の 13 第１項・第 68 条の 84 第１項若しくは措置法第 65 条の 14 第１項・第 68 条の 85 第１項の特別勘定を設けている法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分社型分割等の日を含む事業年度の取得期間（措置法第 65 条の 14 第８項･第 68 条の 85 第９項に規定する取得期間をいいます。)内に同項の特別勘定に係る土地建物等を譲り受け、当該適格分社型分割等により当該土地建物等を分割承継法人等に移転するときに、当該土地建物等につき、当該土地建物等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに、当該減額した金額を損金の額に算入しようとする場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 13 第４項・第 68 条の 84 第４項若しくは措置法第 65 条の 14 第３項･第 68 条の 85 第４項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4)　「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 13 第４項・第 68 条の 84 第４項若しくは措置法第 65 条の 14 第３項・第 68 条の 85 第４項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。 (5)　「交換譲渡資産等又は譲渡をした土地等」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類､所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 (6)　「交換取得資産等又は土地建物等」の各欄については、措置法施行規則第 22 条の９の２第３項第５号・第 22 条の 72 第３項第６号に規定する交換取得資産等又は措置法施行規則第 22 条の９の２第 11 項第５号・第 22 条の 72 第 11 項第６号に規定する土地建物等の所在地及び規模並びにその取得年月日若しくはその譲受け年月日を記載してください。 (7)　「所有隣接土地等」欄は、措置法第 65 条の 14 第３項・第 68 条の 85 第４項に規定する所有隣接土地等の種類、所有地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 (8)　「土地建物等の譲受予定日」欄は、措置法第 65 条の 14 第３項・第 68 条の 85 第４項に規定する土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。 (9)　「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 13 第４項・第 68 条の 84 第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第 65 条の 14 第９項･第 68 条の 85 第 10 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (10)「添付明細(別表等)」欄は、「減額した金額又は期中特別勘定の金額」に記載する金額の明細（別表）を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (11)「提出書類（証明書等)」欄には、この届出に必要な提出書類である措置法施行規則第 22 条の９の２第２項・第 22 条の 72 第２項に規定する書類の名称を記載してください。 (12)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (13)「※」欄は、記載しないでください。	3　各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には､該当する□にレ印を付すとともに､当該提出法人の「法人名」､「納税地」､「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 13 第４項・第 68 条の 84 第４項若しくは措置法第 65 条の 14 第３項･第 68 条の 85 第４項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4)　「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 13 第４項・第 68 条の 84 第４項若しくは措置法第 65 条の 14 第３項・第 68 条の 85 第４項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。 (5)　「交換譲渡資産等又は譲渡をした土地等」の各欄については、交換譲渡資産又は譲渡をした土地等の種類､所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 (6)　「交換取得資産等又は土地建物等」の各欄については、措置法施行規則第 22 条の９の２第３項第５号・第 22 条の 72 第３項第６号に規定する交換取得資産等又は措置法施行規則第 22 条の９の２第 11 項第５号・第 22 条の 72 第 11 項第６号に規定する土地建物等の所在地及び規模並びにその取得年月日若しくはその譲受け年月日を記載してください。 (7)　「所有隣接土地等」欄は、措置法第 65 条の 14 第３項・第 68 条の 85 第４項に規定する所有隣接土地等の種類、所有地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。 (8)　「土地建物等の譲受予定日」欄は、措置法第 65 条の 14 第３項・第 68 条の 85 第４項に規定する土地建物等の譲受け予定年月日を記載してください。 (9)　「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 65 条の 13 第４項・第 68 条の 84 第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額又は第 65 条の 14 第９項･第 68 条の 85 第 10 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。 (10)「添付明細(別表等)」欄は、「減額した金額又は期中特別勘定の金額」に記載する金額の明細（別表）を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (11)「提出書類（証明書等)」欄には、この届出に必要な提出書類である措置法施行規則第 22 条の９の２第２項・第 22 条の 72 第２項に規定する書類の名称を記載してください。 (12)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (13)「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□□単体法人	□□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
		納税地	〒 電話(　　)　－
		（フリガナ） 代表者氏名	㊞
		代表者住所	〒
		事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（第65条の14第3項／第68条の85第4項）の規定による適格分社型分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定を下記により設定したいので申請します。

記

当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の内容					
	種類				
	構造				
	規模				
	所在地				
	取得価額の見積額	円	円	円	円
	譲受けの予定年月日	・　・	・　・	・　・	・　・

(添付書類)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□□単体法人	□□連結親法人	（フリガナ） 法人名	
		納税地	〒 電話(　　)　－
		（フリガナ） 代表者氏名	㊞
		代表者住所	〒
		事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（第65条の14第3項／第68条の85第4項）の規定による適格分社型分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定を下記により設定したいので申請します。

記

当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の内容					
	種類				
	構造				
	規模				
	所在地				
	取得価額の見積額	円	円	円	円
	譲受けの予定年月日	・　・	・　・	・　・	・　・

(添付書類)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
適格分社型分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書の記載要領等	**適格分社型分割等を行う場合の認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における期中特別勘定の設定に関する承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、指定期間（民間都市開発の推進に関する特別措置法第 14 条の３に規定する計画の認定がされた同法第14条の２第１項に規定する事業用地適正化計画に係る計画の認定の日から平成17年３月31 日（同日前に当該認定計画につき同法第 14 条の 11 第１項の規定による計画の認定の取消しがあった場合には、当該計画の認定の取消しの日）までの期間をいいます。）内に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 13 第１項第２号・第 68 条の 84 第１項第２号の認定事業者に同号の所有隣接土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限ります。）をいいます。）を行う場合において、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）において当該適格分社型分割等の日から当該事業年度終了の日の翌日以後１年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みであることにつき、措置法第 65 条の 14 第３項・第 68 条の 85 第４項の規定により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。	1　この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、指定期間（民間都市開発の推進に関する特別措置法第 14 条の３に規定する計画の認定がされた同法第14条の２第１項に規定する事業用地適正化計画に係る計画の認定の日から平成17年３月31 日（同日前に当該認定計画につき同法第 14 条の 11 第１項の規定による計画の認定の取消しがあった場合には、当該計画の認定の取消しの日）までの期間をいいます。）内に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 13 第１項第２号・第 68 条の 84 第１項第２号の認定事業者に同号の所有隣接土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限ります。）をいいます。）を行う場合において、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）において当該適格分社型分割等の日から当該事業年度終了の日の翌日以後１年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みであることにつき、措置法第 65 条の 14 第３項・第 68 条の 85 第４項の規定により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。
2　この申請書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に提出する必要があります。	2　この申請書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に提出する必要があります。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、措置法第 65 条の 13 第１項第２号・第 68 条の 84 第１項第２号の譲渡及び譲受けの契約書の写しを添付して、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、措置法第 65 条の 13 第１項第２号・第 68 条の 84 第１項第２号の譲渡及び譲受けの契約書の写しを添付して、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　「当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の内容」の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「種類」欄には、譲り受けようとする土地建物等の種類（土地、土地の上に存する権利、建物等の別）を記載してください。 (4)　「構造」欄には、譲り受けようとする資産が建物等である場合にその構造を記載します。 (5)　「種類」欄及び「構造」欄は、譲り受けようとする資産が減価償却資産である場合には、耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。 (6)　「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (7)　「取得価額の見積額」欄には、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の取得価額等の見積額を記載してください。 (8)　「譲受けの予定年月日」欄には、土地建物等を譲り受けようとする予定年月日を記載してください。	4　「当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の内容」の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「種類」欄には、譲り受けようとする土地建物等の種類（土地、土地の上に存する権利、建物等の別）を記載してください。 (4)　「構造」欄には、譲り受けようとする資産が建物等である場合にその構造を記載します。 (5)　「種類」欄及び「構造」欄は、譲り受けようとする資産が減価償却資産である場合には、耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。 (6)　「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (7)　「取得価額の見積額」欄には、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする土地建物等の取得価額等の見積額を記載してください。 (8)　「譲受けの予定年月日」欄には、土地建物等を譲り受けようとする予定年月日を記載してください。
5　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	5　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
6　「※」欄は、記載しないでください。	6　「※」欄は、記載しないでください。
7　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		
	（フリガナ） 法人名等	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	
	代表者住所	〒
	事業種目	業

※税務署処理欄		
	整理番号	
	部門	
	決算期	
	業種番号	
	整理簿	
	回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。

記

適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
採用しようとする貸倒実績率の計算方法		
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細		
貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由		

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		
	（フリガナ） 法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	
	代表者住所	〒
	事業種目	業

※税務署処理欄		
	整理番号	
	部門	
	決算期	
	業種番号	
	整理簿	
	回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。

記

適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日		年　月　日
採用しようとする貸倒実績率の計算方法		
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細		
貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由		

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等	**適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、内国法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等（分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人又は分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人となる適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。）を行った場合において、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 97 条第１項又は法令第 155 条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は連結事業年度の翌連結事業年度開始の日以後２年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における貸倒実績率を当該適格分割等により移転する事業に係る貸倒れの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。	1　この申請書は、内国法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等（分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人又は分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人となる適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。）を行った場合において、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 97 条第１項又は法令第 155 条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は連結事業年度の翌連結事業年度開始の日以後２年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における貸倒実績率を当該適格分割等により移転する事業に係る貸倒れの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。
2　この申請書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。	2　この申請書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載します。	4　申請書の各欄は、次により記載します。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)　「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)　「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。	(4)　「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。
(5)　「採用しようとする貸倒実績率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法の内容を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(5)　「採用しようとする貸倒実績率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法の内容を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(6)　「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(6)　「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(7)　「貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(7)　「貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(9)　「※」欄は、記載しないでください。	(9)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な

計算方法の承認申請の 承認／却下 通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付でされた適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ 相当／不相当 と認められるので、これを 承認／却下 したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

20．06 改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な

計算方法の承認申請の 承認／却下 通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付でされた適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ 相当／不相当 と認められるので、これを 承認／却下 したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

17．06 改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認／却下通知書

1　使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認／却下通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認／却下通知書

1　使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認／却下通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の

特別な計算方法の承認の取消通知書

貴法人の適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認については、

自　平成　　年　　月　　日
至　平成　　年　　月　　日　（連結）事業年度以後これを取り消したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

20．06 改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の

特別な計算方法の承認の取消通知書

貴法人の適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認については、

自　平成　　年　　月　　日
至　平成　　年　　月　　日　（連結）事業年度以後これを取り消したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

17．06 改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1　使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1　使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□	単体法人	連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。

記

適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日	年　月　日	
採用しようとする返品率の計算方法		
返品率の計算の基礎となる金額の明細		
返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由		

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□	単体法人	連結親法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。

記

適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日	年　月　日	
採用しようとする返品率の計算方法		
返品率の計算の基礎となる金額の明細		
返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由		

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分割等を行った場合の返品率の 特別な計算方法の承認申請書の記載要領等** 1　この申請書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等（分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人又は分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人となる適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。）を行った場合において、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 102 条第１項又は法令第 155 条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後１年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。 2　この申請書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4)　「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。 (5)　「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6)　「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (7)　「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9)　「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分割等を行った場合の返品率の 特別な計算方法の承認申請書の記載要領等** 1　この申請書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等（分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人又は分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人となる適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。）を行った場合において、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第 102 条第１項又は法令第 155 条の６（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後１年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。 2　この申請書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4)　「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。 (5)　「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6)　「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (7)　「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9)　「※」欄は、記載しないでください。 （追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

適格分割等を行った場合の返品率の特別な
計算方法の承認申請の 承認 / 却下 通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付でされた適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ 相当 / 不相当 と認められるので、これを 承認 / 却下 したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

20．06 改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

適格分割等を行った場合の返品率の特別な
計算方法の承認申請の 承認 / 却下 通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付でされた適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ 相当 / 不相当 と認められるので、これを 承認 / 却下 したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

17．03 改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認／却下通知書

1　使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認／却下通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認／却下通知書

1　使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認／却下通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
標題及び本文	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

適格分割等を行った場合の返品率の

特別な計算方法の承認の取消通知書

貴法人の適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認については、

自　平成　　年　　月　　日
至　平成　　年　　月　　日

（連結）事業年度以後これを取り消したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

適格分割等を行った場合の返品率の

特別な計算方法の承認の取消通知書

貴法人の適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認については、

自　平成　　年　　月　　日
至　平成　　年　　月　　日

（連結）事業年度以後これを取り消したから通知します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

17．03改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1　使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1　使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ）		
	法人名等		
	納税地	〒 電話(　　)　－	
	（フリガナ）		
	代表者氏名	㊞	
	代表者住所	〒	
	事業種目	業	

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割型分割等に係る分割承継法人等	法人名等			
	納税地			
	代表者氏名			
適格分割型分割等の日		年　月　日		
分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産	一括償却資産を事業の用に供した事業年度	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・
	帳簿価額	円	円	円
	一括償却対象額	円	円	円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ）		
	法人名		
	納税地	〒 電話(　　)　－	
	（フリガナ）		
	代表者氏名	㊞	
	代表者住所	〒	
	事業種目	業	

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割型分割等に係る分割承継法人等	法人名			
	納税地			
	代表者氏名			
適格分割型分割等の日		年　月　日		
分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産	一括償却資産を事業の用に供した事業年度	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・
	帳簿価額	円	円	円
	一括償却対象額	円	円	円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
適　格　分　割　型　分　割　等　に　よ　る 一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等	**適　格　分　割　型　分　割　等　に　よ　る 一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割型分割等（適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第133条の２第８項《適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。	1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割型分割等（適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第133条の２第７項《適格分割型分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分割型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	2　この届出書は、適格分割型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第133条の２第７項第２号ロに規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。	(3)　「分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第133条の２第６項第２号ロに規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。
(4)　「帳簿価額」欄は、適格分割型分割等の直前の帳簿価額を記載してください。	(4)　「帳簿価額」欄は、適格分割型分割等の直前の帳簿価額を記載してください。
(5)　「一括償却対象額」欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産に係る法令第133条の２第１項に規定する一括償却対象額(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。)を記載してください。	(5)　「一括償却対象額」欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ一括償却資産に係る法令第133条の２第１項に規定する一括償却対象額(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。)を記載してください。
(6)　「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割型分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。	(6)　「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割型分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。
(7)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(7)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(8)　「※」欄は、記載しないでください。	(8)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割型分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割型分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割型分割等に係る分割承継法人等	法人名等					
	納税地					
	代表者氏名					
適格分割型分割等の日	年　月　日					
分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等	繰延消費税額等の発生事業年度	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・
	引き継ぐ繰延消費税額等	円	円	円	円	円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分割型分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 連結親法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分割型分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割型分割等に係る分割承継法人等	法人名					
	納税地					
	代表者氏名					
適格分割型分割等の日	年　月　日					
分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等	繰延消費税額等の発生事業年度	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・	・・ ・・
	引き継ぐ繰延消費税額等	円	円	円	円	円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A４）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分割型分割等により移転する資産に係る 繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割型分割等（適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。)第139条の４第13項《適格分割型分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分割型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。 (4)　「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第139条の４第12項第２号ロに規定する繰延消費税額等（適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ同条第３項に規定する繰延消費税額等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等）から同条第３項、第４項及び第７項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額）を記載してください。 (5)　「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割型分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。 4　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分割型分割等により移転する資産に係る 繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割型分割等（適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令（以下「法令」といいます。)第139条の４第12項《適格分割型分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の６《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分割型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 3　届出書の各欄は、次により記載してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。 (4)　「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法令第139条の４第11項第２号ロに規定する繰延消費税額等（適格分割型分割等により分割承継法人等に引き継ぐ同条第３項に規定する繰延消費税額等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等）から同条第３項、第４項及び第７項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額）を記載してください。 (5)　「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割型分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。 （追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法施行令（第39条の9第16項／第39条の108第15項）の規定による、適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合における、租税特別措置法施行令（第39条の9第15項／第39条の108第14項）各号に規定する期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円		
譲り受けようとする宅地	取得価額の見積額	円	円	円
	譲り受ける予定年月日	・　・	・　・	・　・
（やむを得ない事情の詳細）				
（その他参考となるべき事項）				

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法施行令（第39条の9第16項／第39条の108第15項）の規定による、適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合における、租税特別措置法施行令（第39条の9第15項／第39条の108第14項）各号に規定する期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額		円		
譲り受けようとする宅地	取得価額の見積額	円	円	円
	譲り受ける予定年月日	・　・	・　・	・　・
（やむを得ない事情の詳細）				
（その他参考となるべき事項）				

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等	**適格合併等による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定等を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。)施行令第 39 条の９第 15 項各号・第 39 条の 108 第 14 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後にやむを得ない事情が生じたため、合併法人等が当該各号に定める期間内に宅地を譲り受けることが困難である場合において、当該合併法人等が措置法施行令第 39 条の９第 15 項・第 39 条の 108 第 14 項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。	1　この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。)施行令第 39 条の９第 15 項各号・第 39 条の 108 第 14 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後にやむを得ない事情が生じたため、合併法人等が当該各号に定める期間内に宅地を譲り受けることが困難である場合において、当該合併法人等が措置法施行令第 39 条の９第 15 項・第 39 条の 108 第 14 項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。
2　この申請書は、措置法施行令第 39 条の９第 15 項・第 39 条の 108 第 14 項に規定するやむを得ない事情が生じた日以後２月以内に提出してください。	2　この申請書は、措置法施行令第 39 条の９第 15 項・第 39 条の 108 第 14 項に規定するやむを得ない事情が生じた日以後２月以内に提出してください。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。	4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請時における措置法第 65 条の 12 第５項・第 68 条の 83 第６項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。	(3)　「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請時における措置法第 65 条の 12 第５項・第 68 条の 83 第６項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
(4)　「譲り受けようとする宅地」の各欄	(4)　「譲り受けようとする宅地」の各欄
イ　「取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第 65 条の 12 第１項・第 68 条の 83 第１項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。	イ　「取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第 65 条の 12 第１項・第 68 条の 83 第１項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。
ロ　「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。	ロ　「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。
(5)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法施行令第 39 条の９第 15 項・第 39 条の 108 第 14 項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。	(5)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法施行令第 39 条の９第 15 項・第 39 条の 108 第 14 項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。
(6)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(6)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(7)　「※」欄は、記載しないでください。	(7)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　正　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人：□ 単体法人　□ 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、

租税特別措置法施行令（第27条の4第14項 / 第39条の39第21項）の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の日		年　月　日
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由		
分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
(その他参考となるべき事項)		

添付書類	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　正　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人：□ 単体法人　□ 連結親法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による移転試験研究費の額の計算方法について、

租税特別措置法施行令（第27条の4第20項 / 第39条の39第27項）の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人等	法人名	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の日		年　月　日
移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由		
分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
(その他参考となるべき事項)		

添付書類	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第27条の４第14項又は第39条の39第21項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。

2　この申請書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　申請書の各欄は、次により記載します。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(5)　「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条第７項第５号又は第22条の23第７項第６号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。

(6)　「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(8)　「※」欄は、記載しないでください。

5　この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。

6　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第27条の４第20項又は第39条の39第27項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。

2　この申請書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　申請書の各欄は、次により記載します。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(5)　「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条第13項第５号又は第22条の23第13項第６号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。

(6)　「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(8)　「※」欄は、記載しないでください。

5　この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

分割等による移転試験研究費の

額の計算方法の認定通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付で申請があった分割等による移転試験研究費の額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した計算方法		

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

20．06 改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名	
代表者名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

分割等による移転試験研究費の

額の計算方法の認定通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付で申請があった分割等による移転試験研究費の額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
認定した計算方法		

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

17．03 改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

1　使用目的

「分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)　国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1)　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2)　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

1　使用目的

「分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)　国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1)　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2)　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □単体法人 □連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による試験研究費の額の区分について
租税特別措置法施行令（第27条の4第14項 / 第39条の39第21項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割法人等又は分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年　月　日	
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内（平成18年3月31日以前開始事業年度である場合は5年以内）に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額	試験研究費の額	平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
	移転試験研究費の額	平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □単体法人 □連結親法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による試験研究費の額の区分について
租税特別措置法施行令（第27条の4第20項 / 第39条の39第27項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割法人等又は分割承継法人等	法人名		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年　月　日	
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内（平成18年3月31日以前開始事業年度である場合は5年以内）に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額	試験研究費の額	平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
	移転試験研究費の額	平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円
		平・・	円

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．11改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等	**分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書の記載要領等**
1　この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。)又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令第 27 条の４第 14 項又は第 39 条の 39 第 21 項の規定により分割法人等が各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しようとする場合に使用してください。	1　この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。)又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算について、租税特別措置法施行令第 27 条の４第 20 項又は第 39 条の 39 第 27 項の規定により分割法人等が各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る試験研究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試験研究費の額とに区分しようとする場合に使用してください。
（注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等のすべてがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。	（注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等のすべてがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
2　この届出書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。	2　この届出書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。
3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　届出書の各欄は、次により記載します。	4　届出書の各欄は、次により記載します。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(3)　「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(4)　「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。	(4)　「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。
(5)　「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内（平成 18 年３月 31 日以前開始事業年度である場合は５年以内）に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内（平成 18 年３月 31 日以前開始事業年度である場合は５年以内）に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。）をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(5)　「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内（平成 18 年３月 31 日以前開始事業年度である場合は５年以内）に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内（平成 18 年３月 31 日以前開始事業年度である場合は５年以内）に開始した各事業年度又は各連結事業年度の試験研究費の額及び移転試験研究費の額（移転事業に係る試験研究費の額をいいます。）をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(7)　「※」欄は、記載しないでください。	(7)　「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人：□ 単体法人　□ 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による移転売上金額の計算方法について、

租税特別措置法施行令（第27条の4第22項 / 第39条の39第27項）の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年　月　日
移転事業及び当該移転事業に係る売上金額		円
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
(その他参考となるべき事項)		

添付書類	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人：□ 単体法人　□ 連結親法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による移転売上金額の計算方法について、

租税特別措置法施行令（第27条の4第12項 / 第39条の39第13項）の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人等	法人名	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の日		年　月　日
移転事業及び当該移転事業に係る売上金額		円
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
(その他参考となるべき事項)		

添付書類	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **分割等による移転売上金額の 計算方法の認定申請書の記載要領等** 1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第27条の４第19項又は第39条の39第24項の金額の計算方法について、第27条の４第22項又は第39条の39第27項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。 2　この申請書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載します。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 (4)「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る売上金額を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (5)「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条第13項第５号又は第22条の23第13項第６号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。 (6)「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (7)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)「※」欄は、記載しないでください。 5　この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。 6　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **分割等による移転売上金額の 計算方法の認定申請書の記載要領等** 1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第27条の４第９項又は第39条の39第10項の金額の計算方法について、第27条の４第19項又は第39条の39第10項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。 2　この申請書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載します。 (1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 (4)「移転事業及び当該移転事業に係る売上金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る売上金額を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (5)「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条第１項第５号又は第22条の23第１項第６号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。 (6)「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (7)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)「※」欄は、記載しないでください。 5　この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。 （追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

分 割 等 に よ る 移 転 売 上 金 額

の 計 算 方 法 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成　　年　　月　　日付で申請があった分割等による移転売上金額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した計算方法		

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

分 割 等 に よ る 移 転 売 上 金 額

の 計 算 方 法 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成　　年　　月　　日付で申請があった分割等による移転売上金額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
認定した計算方法		

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

17．03改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

1　使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)　国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1)　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2)　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

1　使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)　国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1)　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2)　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による売上金額の区分に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		
	（フリガナ） 法人名等	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	
	代表者住所	〒
	事業種目	業

※税務署処理欄	
整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

分割等による売上金額の区分について

租税特別措置法施行令（第27条の4第22項 / 第39条の39第27項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割法人等又は分割承継法人等		
	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	

分割等の年月日		年　月　日
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額	売上金額	平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円
	移転売上金額	平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による売上金額の区分に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名	
	納税地	〒 電話（　　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		
	（フリガナ） 法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	
	代表者住所	〒
	事業種目	業

※税務署処理欄	
整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

分割等による売上金額の区分について

租税特別措置法施行令（第27条の4第12項 / 第39条の39第13項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割法人等又は分割承継法人等		
	法人名	
	納税地等	
	代表者氏名	

分割等の年月日		年　月　日
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額	売上金額	平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円
	移転売上金額	平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円
		平　：　：　円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **分割等による売上金額の区分に関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。)又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における租税特別措置法施行令第27条の４第19項又は第39条の39第24項の金額の計算方法について、第27条の４第22項又は第39条の39第27項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の売上金額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に使用してください。 （注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等のすべてがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 2　この届出書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　届出書の各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4)　「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。 (5)　「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額（移転事業に係る売上金額をいいます。）をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **分割等による売上金額の区分に関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。)又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における租税特別措置法施行令第27条の４第９項又は第39条の39第10項の金額の計算方法について、第27条の４第12項又は第39条の39第13項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の売上金額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る売上金額と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに区分しようとする場合に使用してください。 （注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等のすべてがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 2　この届出書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　届出書の各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4)　「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。 (5)　「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日前３年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の売上金額及び移転売上金額（移転事業に係る売上金額をいいます。）をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。 （追　加）

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
	（新　設）

税務署受付印

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 / □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄	
	（フリガナ） 法人名等		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　　－	部門	
	（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
	代表者住所	〒	業種番号	
	事業種目	業	整理簿	
			回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法について、

租税特別措置法施行令（第29条の2の2第6項 / 第39条の39第6項）の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地等	
	代表者氏名	
分割等の年月日		年　　月　　日
移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額		円
分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
(その他参考となるべき事項)		

添付書類	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **分割等による移転支援事業所取引金額の 合計額の計算方法の認定申請書の記載要領等** 1　この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第29条の２の２第３項又は第39条の61第３項の金額の計算方法について、第29条の２の２第６項又は第39条の39第６項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。 2　この申請書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 (4)　「移転事業及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る支援事業所取引金額を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (5)　「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が措置法施行規則第20条の18の２第２項第５号又は第22条の39の２第２項第６号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。 (6)　「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)　「※」欄は、記載しないでください。 5　この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。 6　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

法第　　号

平成　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊞

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書

貴法人から平成　　年　　月　　日付で申請があった分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した計算方法		

この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。

（規格Ａ４）

（新　設）

20．06

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **不服申立て等について** **【不服申立てについて】** ○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して２月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○　異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○　なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して２月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 **【取消しの訴えについて】** ○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。 ○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。 ○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **不服申立て等について** **【不服申立てについて】** ○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して２月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○　異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○　なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して２月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 **【取消しの訴えについて】** ○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。 ○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。 ○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） （新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書

1　使用目的

「分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　　の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1)　税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2)　国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教　　示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1)　税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　税務署長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2)　国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「･･･２月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

（新　設）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ）法人名等	
	納税地	〒　電話(　　)　－
	（フリガナ）代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ）法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ）代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分について

租税特別措置法施行令（第29条の2の2第6項 / 第39条の61第6項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割法人等又は分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年　月　日	
分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額	支援事業所取引金額の合計額	平　・　・ 平　・　・	円
	移転支援事業所取引金額の合計額	平　・　・ 平　・　・	円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20．06

（規格A4）

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

（新　設）

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **分割等による支援事業所取引金額の合計額の区分に関する届出書の記載要領等** 1　この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。)又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）である場合における租税特別措置法施行令第29条の２の２第３項又は第39条の61第３項の金額の計算方法について、第29条の２の２第６項又は第39条の61第６項の規定により分割法人等が各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額を移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）に係る支援事業所取引金額の合計額と当該移転事業以外の事業に係る支援事業所取引金額の合計額とに区分しようとする場合に使用してください。 （注）この届出書は、当該分割等に係る分割法人等及び分割承継法人等のすべてがそれぞれの納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。 2　この届出書は、分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　届出書の各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、相手先（分割承継法人等にあっては分割法人等を、分割法人等にあっては分割承継法人等をいいます。）の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4)　「分割等の年月日」欄には、分割等の年月日を記載してください。 (5)　「分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額」の各欄には、分割法人等の分割等の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日を含む各事業年度又は各連結事業年度の支援事業所取引金額の合計額及び移転支援事業所取引金額の合計額（移転事業に係る支援事業所取引金額の合計額をいいます。）をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (6)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7)　「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） （新　設）

改　正　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名等		
	納税地	〒 電話（　　）　－	
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名等		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第18項・第39条の72第10項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等		
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
特定法人の名称		
特定株式の種類		
積立金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　正　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名		
	納税地	〒 電話（　　）　－	
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第18項・第39条の72第10項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等		
	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
特定法人の名称		
特定株式の種類		
積立金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の 損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等	**適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の 損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**
1　この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条第１項各号・第 68 条の 43 第１項各号の中欄に掲げる株式等（以下「特定株式等」といいます。）を移転する場合において、措置法第 55 条第 10 項・第 68 条の 43 第 9 項又は措置法施行令第 32 条の２第 18 項・第 39 条の 72 第 10 項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。	1　この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条第１項各号・第 68 条の 43 第１項各号の中欄に掲げる株式等（以下「特定株式等」といいます。）を移転する場合において、措置法第 55 条第 10 項・第 68 条の 43 第 9 項又は措置法施行令第 32 条の２第 18 項・第 39 条の 72 第 10 項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。	2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)　「適格分社型分割等の日」欄には、適格分社型分割の日を記載してください。	(4)　「適格分社型分割等の日」欄には、適格分社型分割の日を記載してください。
(5)　「特定法人の名称」の欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第 55 条第１項各号・第 68 条の 43 第１項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。	(5)　「特定法人の名称」の欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第 55 条第１項各号・第 68 条の 43 第１項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。
(6)　「特定株式の種類」の欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第 55 条第１項各号・第 68 条の 43 第１項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。	(6)　「特定株式の種類」の欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第 55 条第１項各号・第 68 条の 43 第１項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。
(7)　「積立金額」欄には、措置法第 55 条第９項・第 68 条の 43 第８項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。	(7)　「積立金額」欄には、措置法第 55 条第９項・第 68 条の 43 第８項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。
(8)　「添付書類」欄については、措置法施行規則第 21 条第８項第５号・第 22 条の 45 第６項第６号に規定する積み立てた金額の明細（別表）及び措置法施行規則第 21 条第９項・第 22 条の 45 第７項に規定する書類(認定書等）の名称を記載してください。	(8)　「添付書類」欄については、措置法施行規則第 21 条第８項第５号・第 22 条の 45 第６項第６号に規定する積み立てた金額の明細（別表）及び措置法施行規則第 21 条第９項・第 22 条の 45 第７項に規定する書類(認定書等）の名称を記載してください。
(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(10)　「※」欄は、記載しないでください。	(10)　「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人	□□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
		納税地	〒 電話(　　)　－
		（フリガナ） 代表者氏名	㊞
		代表者住所	〒
		事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名等		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算について、

租税特別措置法施行令（第33条第4項 / 第39条の78第3項）の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
分割型分割の日		年　月　日
分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった特定電子計算機の種類	分割承継法人に移転する事業	
	特定電子計算機の種類	
分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
(その他参考となるべき事項)		

添付書類	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算方法の認定申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人	□□連結親法人	（フリガナ） 法人名	
		納税地	〒 電話(　　)　－
		（フリガナ） 代表者氏名	㊞
		代表者住所	〒
		事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

分割型分割による特別買戻損失の発生割合の計算について、

租税特別措置法施行令（第33条第4項 / 第39条の78第3項）の規定により下記のとおり申請します。

記

分割承継法人	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
分割型分割の日		年　月　日
分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった特定電子計算機の種類	分割承継法人に移転する事業	
	特定電子計算機の種類	
分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員	資産	
	人員	人
認定を受けようとする合理的な方法		
(その他参考となるべき事項)		

添付書類	
税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
分割型分割による特別買戻損失の発生割合の 計算方法の認定申請書の記載要領等	**分割型分割による特別買戻損失の発生割合の 計算方法の認定申請書の記載要領等**
1　この申請書は、製造業者等（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。)第 57 条第１項・第 68 条の 50 第１項に規定する法人をいいます。)が単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人で、分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、当該分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における特別買戻損失の発生割合の計算について、措置法施行令第 33 条第４項・第 39 条の 78 第３項の規定により分割法人が税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。	1　この申請書は、製造業者等（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。)第 57 条第１項・第 68 条の 50 第１項に規定する法人をいいます。)が単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人で、分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、当該分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における特別買戻損失の発生割合の計算について、措置法施行令第 33 条第４項・第 39 条の 78 第３項の規定により分割法人が税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
2　この申請書は、分割型分割の日以後２月以内に提出してください。	2　この申請書は、分割型分割の日以後２月以内に提出してください。
3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。	3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。
4　申請書の各欄は、次により記載します。	4　申請書の各欄は、次により記載します。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「分割承継法人」の各欄には、分割承継法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)　「分割承継法人」の各欄には、分割承継法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)　「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。	(4)　「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。
(5)　「分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった特定電子計算機の種類」の各欄には、分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった措置法施行令第 33 条第４項･第 39 条の 78 第３項の特定電子計算機の種類をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(5)　「分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった特定電子計算機の種類」の各欄には、分割型分割により分割承継法人に移転する事業及び当該分割型分割により分割承継法人が買い戻すこととなった措置法施行令第 33 条第４項･第 39 条の 78 第３項の特定電子計算機の種類をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(6)　「分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(6)　「分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人が特定電子計算機の買戻しを行うために当該分割型分割により移転する資産及び人員を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(7)　「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。	(7)　「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
(8)　「添付書類」欄には、分割計画書又は分割契約書の写し等を記載し、当該計画書等を添付してください。	(8)　「添付書類」欄には、分割計画書又は分割契約書の写し等を記載し、当該計画書等を添付してください。
(9)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(9)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(10)「※」欄は、記載しないでください。	(10)「※」欄は、記載しないでください。
5　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名等		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額について、

租税特別措置法施行令（第33条第4項 / 第39条の78第3項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割法人又は分割承継法人		
	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
分割型分割の日		年　月　日

分割法人の分割型分割の日を含む事業年度開始の日の６年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額

事業年度	：　：	：　：	：　：	：　：	：　：	：　：	：　：
特約付販売による収入金額	円	円	円	円	円	円	円
特約付販売に係る買戻価額							
移転収入金額							
移転買戻金額							

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名	
	納税地	〒 電話（　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）		※税務署処理欄	
（フリガナ） 法人名		整理番号	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　）　－	部門	
（フリガナ） 代表者氏名		決算期	
代表者住所	〒	業種番号	
事業種目	業	整理簿	
		回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額について、

租税特別措置法施行令（第33条第4項 / 第39条の78第3項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割法人又は分割承継法人		
	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
分割型分割の日		年　月　日

分割法人の分割型分割の日を含む事業年度開始の日の６年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額

事業年度	：　：	：　：	：　：	：　：	：　：	：　：	：　：
特約付販売による収入金額	円	円	円	円	円	円	円
特約付販売に係る買戻価額							
移転収入金額							
移転買戻金額							

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

（規格A4）

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

18．06改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書の記載要領等

1　この届出書は、製造業者等（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。)第 57 条第１項・第 68 条の 50 第１項に規定する法人をいいます。)が単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人で、分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、措置法施行令第 33 条第４項・第 39 条の 78 第３項の規定により、当該分割法人及び当該分割承継法人の当該分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度における特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額について同項の規定の適用を受ける旨の届出をする場合に使用してください。

2　この届出書は、分割型分割の日以後２月以内に提出してください。

3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　届出書の各欄は、次により記載します。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「分割法人等又は分割承継法人」の各欄には、相手先（分割承継法人にあっては分割法人等を、分割法人にあっては分割承継法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。

(5)　「分割法人の分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の６年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額」の各欄には、分割法人の分割型分割の日を含む事業年度又は各連結事業年度開始の日の６年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額をそれぞれ記載してください。

(6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

分割型分割による特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額の計算に係る届出書の記載要領等

1　この届出書は、製造業者等（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。)第 57 条第１項・第 68 条の 50 第１項に規定する法人をいいます。)が単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人で、分割型分割に係る分割法人又は分割承継法人である場合において、措置法施行令第 33 条第４項・第 39 条の 78 第３項の規定により、当該分割法人及び当該分割承継法人の当該分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度における特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額について同項の規定の適用を受ける旨の届出をする場合に使用してください。

2　この届出書は、分割型分割の日以後２月以内に提出してください。

3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　届出書の各欄は、次により記載します。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「分割法人等又は分割承継法人」の各欄には、相手先（分割承継法人にあっては分割法人等を、分割法人にあっては分割承継法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。

(4)　「分割型分割の年月日」欄には、分割型分割の年月日を記載してください。

(5)　「分割法人の分割型分割の日を含む事業年度又は連結事業年度開始の日の６年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額」の各欄には、分割法人の分割型分割の日を含む事業年度又は各連結事業年度開始の日の６年前の日の前日から当該分割型分割の日の前日までの間に開始した各事業年度又は各連結事業年度の特約付販売による収入金額及び特約付販売に係る買戻価額並びに移転収入金額及び移転買戻金額をそれぞれ記載してください。

(6)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7)　「※」欄は、記載しないでください。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（第65条の8第2項 第68条の79第3項）又は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）（第21条第2項 第26条の6第3項）の規定による適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項・第26条の6第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額					円
当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容	種類				
	構造				
	規模				
	価額	円	円	円	円
	所在地				
買換資産の取得予定年月日		・　・	・　・	・　・	・　・
認定を受けようとする年月日		・　・	・　・	・　・	・　・

（設定期間の延長を必要とする理由）

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法（第65条の8第2項 第68条の79第3項）又は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）（第21条第2項 第26条の6第3項）の規定による適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項又は震災特例法第21条第2項・第26条の6第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額					円
当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容	種類				
	構造				
	規模				
	価額	円	円	円	円
	所在地				
買換資産の取得予定年月日		・　・	・　・	・　・	・　・
認定を受けようとする年月日		・　・	・　・	・　・	・　・

（設定期間の延長を必要とする理由）

（その他参考となるべき事項）

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、対象期間内に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８第１項・第68条の79第１項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第21条第１項・第26条の６第１項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。)を行う場合において、措置法第 65 条の８第２項・第 68 条の 79 第３項又は震災特例法第 21 条第２項・第 26 条の６第３項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）において当該適格分社型分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後１年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。

2　この申請書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に提出する必要があります。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「措置法第 65 条の８第２項・第 68 条の 79 第３項又は震災特例法第 21 条第２項・第 26 条の６第３項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第 65 条の８第２項・第 68 条の 79 第３項又は震災特例法第 21 条第２項・第 26 条の６第３項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(4)　「当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄

イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。

ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。

ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

ニ　「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。

(5)　「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。

(6)　「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第 65 条の８第２項・第 68 条の 79 第３項又は震災特例法第 21 条第２項・第 26 条の６第３項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。

(7)　「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第 65 条の８第２項・第 68 条の 79 第３項又は震災特例法第 21 条第２項・第 26 条の６第３項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。

(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(9)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、対象期間内に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の８第１項・第68条の79第１項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第21条第１項・第26条の６第１項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。)を行う場合において、措置法第 65 条の８第２項・第 68 条の 79 第３項又は震災特例法第 21 条第２項・第 26 条の６第３項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）において当該適格分社型分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後１年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。

2　この申請書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に提出する必要があります。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3)　「措置法第 65 条の８第２項・第 68 条の 79 第３項又は震災特例法第 21 条第２項・第 26 条の６第３項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第 65 条の８第２項・第 68 条の 79 第３項又は震災特例法第 21 条第２項・第 26 条の６第３項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。

(4)　「当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄

イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。

ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。

ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

ニ　「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。

(5)　「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。

(6)　「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第 65 条の８第２項・第 68 条の 79 第３項又は震災特例法第 21 条第２項・第 26 条の６第３項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。

(7)　「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第 65 条の８第２項・第 68 条の 79 第３項又は震災特例法第 21 条第２項・第 26 条の６第３項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。

(8)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(9)　「※」欄は、記載しないでください。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法施行令（第39条の7第47項 / 第39条の106第37項）又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令（第18条第29項 / 第21条の5第29項）の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額			円		
取得する予定の買換資産の内容	種類				
	構造				
	規模（土地等にあってはその面積）				
	取得価額	円	円	円	円
	取得予定年月日	・　・	・　・	・　・	・　・

(やむを得ない事情の詳細)

認定を受けようとする日	年　月　日

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人 □□ 単体法人 / 連結親法人

（フリガナ） 法人名	
納税地	〒 電話(　　)　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒
事業種目	業

連結子法人（申請の対象が連結子法人である場合に限り記載）

（フリガナ） 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

※税務署処理欄

整理番号	
部門	
決算期	
業種番号	
整理簿	
回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

租税特別措置法施行令（第39条の7第47項 / 第39条の106第37項）又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令（第18条第29項 / 第21条の5第29項）の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額			円		
取得する予定の買換資産の内容	種類				
	構造				
	規模（土地等にあってはその面積）				
	取得価額	円	円	円	円
	取得予定年月日	・　・	・　・	・　・	・　・

(やむを得ない事情の詳細)

認定を受けようとする日	年　月　日

(その他参考となるべき事項)

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等	**適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等**
1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条の７第 46 項各号・第 39 条の 106 第 36 項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第 18 条第 28 項各号・第 21 条の５第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第 65 条の７第３項･第 68 条の 78 第３項､震災特例法第 20 条第３項･第 26 条の５第３項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の８第４項・第 68 条の 79 第５項又は震災特例法第 21 条第４項・第 26 条の６第５項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の７第１項・第 68 条の 78 第１項の表の各号又は震災特例法第 20 条第１項･第 26 条の５第１項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。 2　この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の８第４項・第 68 条の 79 第５項又は震災特例法第 21 条第４項・第 26 条の６第５項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。 (4)　「取得する予定の買換資産の内容」の各欄 イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。 ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ　「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。 ホ　「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。 (5)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の７第１項の表の各号・第 68 条の 78 第１項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第 20 条第１項の表の各号･第 26 条の５第１項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。 (6)　「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の７第 47 項・第 39 条の 106 第 37 項又は震災特例法施行令第 18 条第 29 項・第 21 条の５第 29 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)　「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	1　この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第 39 条の７第 46 項各号・第 39 条の 106 第 36 項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第 18 条第 28 項各号・第 21 条の５第 28 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第 65 条の７第３項･第 68 条の 78 第３項､震災特例法第 20 条第３項･第 26 条の５第３項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第 65 条の８第４項・第 68 条の 79 第５項又は震災特例法第 21 条第４項・第 26 条の６第５項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第 65 条の７第１項・第 68 条の 78 第１項の表の各号又は震災特例法第 20 条第１項･第 26 条の５第１項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。 2　この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後２月以内に提出してください。 3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1)　「提出法人」欄には､該当する□にレ印を付すとともに､当該提出法人の「法人名」､「納税地」､「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第 65 条の８第４項・第 68 条の 79 第５項又は震災特例法第 21 条第４項・第 26 条の６第５項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。 (4)　「取得する予定の買換資産の内容」の各欄 イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。 ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ　「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。 ホ　「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。 (5)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第 65 条の７第１項の表の各号・第 68 条の 78 第１項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第 20 条第１項の表の各号･第 26 条の５第１項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。 (6)　「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第 39 条の７第 47 項・第 39 条の 106 第 37 項又は震災特例法施行令第 18 条第 29 項・第 21 条の５第 29 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。 (7)　「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (8)　「※」欄は、記載しないでください。 （追　加）

改　正　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入
適格分割等による特別償却準備金の引継ぎ　について、

租税特別措置法第52条の3第14項・第68条の41第14項
平成13年改正租税特別措置法附則第20条第10項
平成13年改正租税特別措置法施行令附則第15条第3項　の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等又は適格分割等の年月日		年　月　日
(旧)特別償却対象資産	種類	
	構造若しくは用途	
	細目又は設備の種類の区分	
	耐用年数	年
(旧)特別償却に関する規定の区分		
分割承継法人等に引継ぐこととなった特別償却準備金	特別償却準備金の金額	円
	添付明細(別表等)	
	特別償却準備金の金額の計算の基礎となった合理的な方法の内容	
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　正　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□□単体法人 □□連結親法人	（フリガナ） 法人名	
	納税地	〒 電話(　　)　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入
適格分割等による特別償却準備金の引継ぎ　について、

租税特別措置法第52条の3第14項・第68条の41第14項
平成13年改正租税特別措置法附則第20条第10項
平成13年改正租税特別措置法施行令附則第15条第3項　の規定により下記のとおり届け出ます。

記

分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等又は適格分割等の年月日		年　月　日
(旧)特別償却対象資産	種類	
	構造若しくは用途	
	細目又は設備の種類の区分	
	耐用年数	年
(旧)特別償却に関する規定の区分		
分割承継法人等に引継ぐこととなった特別償却準備金	特別償却準備金の金額	円
	添付明細(別表等)	
	特別償却準備金の金額の計算の基礎となった合理的な方法の内容	
(その他参考となるべき事項)		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入又は 適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する 届出書の記載要領等** 1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の３第14項・第68条の41第14項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第10項の規定により、適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合、又は平成13年改正措置法施行令附則第15条第３項の規定により、法人が、特別償却準備金を適格分割等により引き継ぐ場合において平成13年改正措置法附則第20条第13項、第16項及び第19項の規定を適用しようとする場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　届出書の各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　本文欄には、該当する手続及び当該手続の根拠条文に応じ、それぞれいずれか一方の不要文字を抹消して使用してください。 (4)　「分割承継法人等」の各欄には、措置法第52条の３第11項及び第12項・第68条の41第11項及び第12項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第７項及び第８項又は同条第13項、第16項又は第19項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (5)　「適格分社型分割等又は適格分割等の年月日」欄には、措置法第52条の３第11項及び第12項・第68条の41第11項及び第12項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第７項及び第８項に規定する適格分社型分割等の日又は同条第13項、第16項又は第19項に規定する適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の年月日を記載してください。 (6)　「(旧)特別償却対象資産」の各欄には、措置法52条の３第11項又は第12項・第68条の41第11項及び第12項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類の区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を、又は平成13年改正措置法附則第20条第７項又は第８項に規定する旧特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類の区分及び平成13年改正措置法附則第20条第７項又は第８項の規定の適用に係る同条第７項に規定する旧特別償却に関する規定の区分を記載してください。 (7)　「分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金」の各欄には、平成13年改正措置法附則第20条第13項、第16項又は第19項の規定により分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金の金額及び別表16(9)その他添付明細を記載し、当該明細は当該届出書に添付してください。 (8)　「合理的な方法」欄は、分割承継法人等に引き継ぐこととなった旧租税特別措置法第52条の３第１項若しくは第２項、第７項若しくは第８項の特別償却準備金の金額の計算の基礎となった平成13年改正措置法施行令附則第15条第１項第２号に規定する合理的な方法の内容を記載する。 (9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10)　「※」欄は、記載しないでください。 5　留意事項 ○　法人課税信託の名称の併記 法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について） **適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入又は 適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する 届出書の記載要領等** 1　この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の３第14項・第68条の41第14項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第10項の規定により、適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合、又は平成13年改正措置法施行令附則第15条第３項の規定により、法人が、特別償却準備金を適格分割等により引き継ぐ場合において平成13年改正措置法附則第20条第13項、第16項及び第19項の規定を適用しようとする場合に使用してください。 2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に提出してください。 3　この届出書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。 4　届出書の各欄は、次により記載します。 (1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2)　「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3)　本文欄には、該当する手続及び当該手続の根拠条文に応じ、それぞれいずれか一方の不要文字を抹消して使用してください。 (4)　「分割承継法人等」の各欄には、措置法第52条の３第11項及び第12項・第68条の41第11項及び第12項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第７項及び第８項又は同条第13項、第16項又は第19項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (5)　「適格分社型分割等又は適格分割等の年月日」欄には、措置法第52条の３第11項及び第12項・第68条の41第11項及び第12項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第７項及び第８項に規定する適格分社型分割等の日又は同条第13項、第16項又は第19項に規定する適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の年月日を記載してください。 (6)　「(旧)特別償却対象資産」の各欄には、措置法52条の３第11項又は第12項・第68条の41第11項及び第12項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類の区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を、又は平成13年改正措置法附則第20条第７項又は第８項に規定する旧特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類の区分及び平成13年改正措置法附則第20条第７項又は第８項の規定の適用に係る同条第７項に規定する旧特別償却に関する規定の区分を記載してください。 (7)　「分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金」の各欄には、平成13年改正措置法附則第20条第13項、第16項又は第19項の規定により分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金の金額及び別表16(9)その他添付明細を記載し、当該明細は当該届出書に添付してください。 (8)　「合理的な方法」欄は、分割承継法人等に引き継ぐこととなった旧租税特別措置法第52条の３第１項若しくは第２項、第７項若しくは第８項の特別償却準備金の金額の計算の基礎となった平成13年改正措置法施行令附則第15条第１項第２号に規定する合理的な方法の内容を記載する。 (9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10)　「※」欄は、記載しないでください。 （追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名等		
	納税地	〒 電話(　　)　－	
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割を行う場合において、承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）（第65条の15第6項／第68条の85の2第6項）及び、措置法施行令（第39条の9の3第4項／第39条の109の2第5項）により

下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
交換譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模	
	交換年月日	年　月　日
交換取得資産	所在地	
	規模	
減額した金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人			
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名		
	納税地	〒 電話(　　)　－	
	（フリガナ） 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目	業	

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　　（　　局　　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□ 親署 ⇒ 子署 □ 子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割を行う場合において、承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）（第65条の15第6項／第68条の85の2第6項）及び、措置法施行令（第39条の9の3第4項／第39条の109の2第5項）により

下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
交換譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模	
	交換年月日	年　月　日
交換取得資産	所在地	
	規模	
減額した金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
適格分社型分割等による承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等	**適格分社型分割等による承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**
1　この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 15 第６項・第 68 条の 85 の２第６項の規定により承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。	1　この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 15 第６項・第 68 条の 85 の２第６項の規定により承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。	2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 15 第４項・第 68 条の 85 の２第４項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 65 条の 15 第４項・第 68 条の 85 の２第４項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)　「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 15 第４項・第 68 条の 85 の２第４項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。	(4)　「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 65 条の 15 第４項・第 68 条の 85 の２第４項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
(5)　「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第 65 条の 15 第１項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。	(5)　「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第 65 条の 15 第１項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。
(6)　「交換取得資産」の各欄については、措置法第 65 条の 15 第４項・第 68 条の 85 の２第４項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。	(6)　「交換取得資産」の各欄については、措置法第 65 条の 15 第４項・第 68 条の 85 の２第４項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。
(7)　「減額した金額」欄は、措置法第 65 条の 15 第４項・第 68 条の 85 の２第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。	(7)　「減額した金額」欄は、措置法第 65 条の 15 第４項・第 68 条の 85 の２第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。
(8)　「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。	(8)　「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
(9)　「提出書類」欄は措置法施行規則第 22 条の９の３第１項・第 22 条の 72 の２第１項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。	(9)　「提出書類」欄は措置法施行規則第 22 条の９の３第１項・第 22 条の 72 の２第１項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。
(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(11)「※」欄は、記載しないでください。	(11)「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名等	
	納税地	〒 電話（　　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名等			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第66条第6項 第68条の85の3第6項 及び、措置法施行令 第39条の10第4項 第39条の109の3第5項 により

下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
交換譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模	
	交換年月日	年　月　日
交換取得資産	所在地	
	規模	
減額した金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

適格分社型分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　年　月　日

税務署長殿

提出法人		
□単体法人 □連結親法人	（フリガナ） 法人名	
	納税地	〒 電話（　　）　－
	（フリガナ） 代表者氏名	㊞
	代表者住所	〒
	事業種目	業

連結子法人（届出の対象が連結子法人である場合に限り記載）			※税務署処理欄		
	（フリガナ） 法人名			整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒　（　局　署） 電話（　　）　－		部門	
	（フリガナ） 代表者氏名			決算期	
	代表者住所	〒		業種番号	
	事業種目	業		整理簿	
				回付先	□親署 ⇒ 子署 □子署 ⇒ 調査課

適格分社型分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、

租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第66条第6項 第68条の85の3第6項 及び、措置法施行令 第39条の10第4項 第39条の109の3第5項 により

下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

記

適格分社型分割等に係る分割承継法人等	法人名	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分社型分割等の日		年　月　日
交換譲渡資産	種類	
	所在地	
	規模	
	交換年月日	年　月　日
交換取得資産	所在地	
	規模	
減額した金額		円
添付明細（別表等）		
その他参考となるべき事項		
提出書類（証明書等）		

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後	改　　正　　前
（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）	（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）
適格分社型分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等	**適格分社型分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**
1　この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条第６項・第 68 条の 85 の３第６項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。	1　この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条第６項・第 68 条の 85 の３第６項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。
2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。	2　この届出書は、適格分社型分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通(調査課所管法人にあっては２通)提出してください。
3　届出書の各欄は、次により記載してください。	3　届出書の各欄は、次により記載してください。
(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(1)　「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(2)　「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。	(2)　「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
(3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 66 条第４項・第 68 条の 85 の３第４項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。	(3)　「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 66 条第４項・第 68 条の 85 の３第４項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
(4)　「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 66 条第４項・第 68 条の 85 の３第４項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。	(4)　「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 66 条第４項・第 68 条の 85 の３第４項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
(5)　「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第 66 条第１項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。	(5)　「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第 66 条第１項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。
(6)　「交換取得資産」の各欄については、措置法第 66 条第４項・第 68 条の 85 の３第４項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。	(6)　「交換取得資産」の各欄については、措置法第 66 条第４項・第 68 条の 85 の３第４項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。
(7)　「減額した金額」欄は、措置法第 66 条第４項・第 68 条の 85 の３第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。	(7)　「減額した金額」欄は、措置法第 66 条第４項・第 68 条の 85 の３第４項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。
(8)　「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。	(8)　「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
(9)　「提出書類」欄は措置法施行規則第 22 条の９の４第２項・第 22 条の 73 第２項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。	(9)　「提出書類」欄は措置法施行規則第 22 条の９の４第２項・第 22 条の 73 第２項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。
(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。	(10)「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(11)「※」欄は、記載しないでください。	(11)「※」欄は、記載しないでください。
4　留意事項	（追　加）
○　法人課税信託の名称の併記	
法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。	

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人

□①連結子法人となる法人
□②株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人

（フリガナ） 法人名等	
本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話（　　）　　－
納税地	〒 電話（　　）　　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
事業種目	業
資本金又は出資金の額	円

旧法人税法第61条の11第1項第6号ロ
旧法人税法第61条の12第1項第4号ロ
に規定する連結納税の開始への加入に伴う時価評価資産に関する届出書を提出します。

時価評価資産の状況	連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況)のとおり

連結親法人となる法人又は連結親法人		加入する連結子法人	
(フリガナ) 法人名等		(フリガナ) 法人名等	
納税地	〒 電話（　　）　　－	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話（　　）　　－
(フリガナ) 代表者氏名		(フリガナ) 代表者氏名	
事業種目	業	事業種目	業
資本金又は出資金の額	円	資本金又は出資金の額	円

申請書を提出した日及び税務署	平成　年　月　日 税務署	最初連結親法人事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	参考事項
申請した旨の書類を提出した日及び税務署	平成　年　月　日 税務署	加入の書類を提出した日及び税務署	平成　年　月　日 税務署	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格A4）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

税務署長殿

提出法人

□①連結子法人となる法人
□②株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人

（フリガナ） 法人名	
本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話（　　）　　－
納税地	〒 電話（　　）　　－
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
事業種目	業
資本金又は出資金の額	円

旧法人税法第61条の11第1項第6号ロ
旧法人税法第61条の12第1項第4号ロ
に規定する連結納税の開始への加入に伴う時価評価資産に関する届出書を提出します。

時価評価資産の状況	連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況)のとおり

連結親法人となる法人又は連結親法人		加入する連結子法人	
(フリガナ) 法人名		(フリガナ) 法人名	
納税地	〒 電話（　　）　　－	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話（　　）　　－
(フリガナ) 代表者氏名		(フリガナ) 代表者氏名	
事業種目	業	事業種目	業
資本金又は出資金の額	円	資本金又は出資金の額	円

申請書を提出した日及び税務署	平成　年　月　日 税務署	最初連結親法人事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	参考事項
申請した旨の書類を提出した日及び税務署	平成　年　月　日 税務署	加入の書類を提出した日及び税務署	平成　年　月　日 税務署	

税理士署名押印	㊞

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		備考		通信日付印	年　月　日	確認印	

（規格A4）

18．06改正

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」の記載要領

1　この届出書は、平成 18 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 61 条の 11（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は旧法第 61 条の 12（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の規定により、時価評価を要しない法人に該当し要件を満たすものとして、同要件に掲げる連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出を行う場合に使用してください。

区　分	法　　人（概　要）	要　　件（概　要）
(1)連結納税の開始に伴い届出を行う場合(旧法 61 の 11 ①六)	株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が最初連結親法人事業年度開始の日の５年前の日（※）又は設立の日から株式交換の日まで発行済株式等を 100％継続保有している法人	株式交換の日から当該開始の日まで発行済株式等を 100％継続保有しており、かつ、以下の要件をすべて満たしていること イ　連結納税の開始直前事業年度終了の時に時価評価資産につき利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと ロ　「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を提出していること ハ　連結納税の開始直前事業年度終了の時に当該完全子会社等の株式等を継続保有することが見込まれていること ニ　連結親法人となる法人が法人税を免れる目的で完全支配関係としたものでないこと
(2)連結納税への加入に伴い届出を行う場合(旧法 61 の 12 ①四)	株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が株式交換の日の５年前の日（※）又は設立の日から株式交換の日まで発行済株式等を 100％継続保有している法人	以下の要件をすべて満たしていること イ　株式交換の時に時価評価資産につき利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと ロ　「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を提出していること ハ　株式交換の時に当該完全子会社等の株式等を継続保有することが見込まれていること ニ　連結親法人が法人税を免れる目的で完全支配関係としたものでないこと

（注）　（※）は、平成 18 年 12 月 31 日前に終了する連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度については、「最初連結親法人事業年度開始の日の５年前の日」又は「株式交換の日の５年前の日」を(平成 14 年１月１日)と読み替えて時価評価の要否を判定します（法人税法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 79 号）附則（以下「附則」といいます。）第９条第３項、第 10 条第３項)。

(1)　連結納税の開始に伴い届出を行う場合

◇提　出　法　人　：連結子法人となる法人
◇提　出　期　限　：開始直前事業年度に係る確定申告書の提出期限
◇提　　出　　先　：連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長
◇提　出　部　数　：１通（提出法人が調査課所管の場合には、２通）

(2)　連結納税への加入に伴い届出を行う場合

◇提　出　法　人　：①　連結子法人となる法人
②　株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人

（注）　②は、連結子法人となる法人が株式交換の日の前日の属する事業年度において連結納税を適用している場合の提出法人です。

◇提　出　期　限　：株式交換の日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限
◇提　　出　　先　：①　連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長
②　株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人の納税地の所轄税務署長
◇提　出　部　数　：１通（提出法人が調査課所管の場合には、２通）

2　各欄の記載要領

(1)　「提出法人」欄の各欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、提出法人の法人名等を記載してください。
(2)　標題は、いずれか一方の不要文字を抹消してください。
(3)　「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄の各欄は、連結親法人となる法人又は連結親法人について記載してください。
(4)　「加入する連結子法人」欄の各欄は、加入する連結子法人について記載してください。
（注）　当該各欄は、加入する連結子法人が株式交換の日の前日の属する事業年度において連結子法人として連結納税を適用している場合に記載してください。
(5)　「申請書を提出した日及び税務署」欄は、この届出書が連結納税の開始に伴う届出の場合に「連結納税の承認の申請書」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。
(6)　「最初連結親法人事業年度」欄は、連結親法人となる法人の最初連結親法人事業年度を記載してください。
(7)　「申請した旨の書類を提出した日及び税務署」欄は、この届出書が連結納税の開始に伴う届出の場合に「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。
(8)　「加入の書類を提出した日及び税務署」欄は、連結納税への加入に伴い「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。
(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(10)　「※」欄は、記載しないでください。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」の記載要領

1　この届出書は、平成 18 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 61 条の 11（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は旧法第 61 条の 12（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の規定により、時価評価を要しない法人に該当し要件を満たすものとして、同要件に掲げる連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出を行う場合に使用してください。

区　分	法　　人（概　要）	要　　件（概　要）
(1)連結納税の開始に伴い届出を行う場合(旧法 61 の 11 ①六)	株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が最初連結親法人事業年度開始の日の５年前の日（※）又は設立の日から株式交換の日まで発行済株式等を 100％継続保有している法人	株式交換の日から当該開始の日まで発行済株式等を 100％継続保有しており、かつ、以下の要件をすべて満たしていること イ　連結納税の開始直前事業年度終了の時に時価評価資産につき利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと ロ　「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を提出していること ハ　連結納税の開始直前事業年度終了の時に当該完全子会社等の株式等を継続保有することが見込まれていること ニ　連結親法人となる法人が法人税を免れる目的で完全支配関係としたものでないこと
(2)連結納税への加入に伴い届出を行う場合(旧法 61 の 12 ①四)	株式交換に係る完全子会社及び当該完全子会社が株式交換の日の５年前の日（※）又は設立の日から株式交換の日まで発行済株式等を 100％継続保有している法人	以下の要件をすべて満たしていること イ　株式交換の時に時価評価資産につき利益・損失の計上を行うことが見込まれていないこと ロ　「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を提出していること ハ　株式交換の時に当該完全子会社等の株式等を継続保有することが見込まれていること ニ　連結親法人が法人税を免れる目的で完全支配関係としたものでないこと

（注）　（※）は、平成 18 年 12 月 31 日前に終了する連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度については、「最初連結親法人事業年度開始の日の５年前の日」又は「株式交換の日の５年前の日」を(平成 14 年１月１日)と読み替えて時価評価の要否を判定します（法人税法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 79 号）附則（以下「附則」といいます。）第９条第３項、第 10 条第３項)。

(1)　連結納税の開始に伴い届出を行う場合

◇提　出　法　人　：連結子法人となる法人
◇提　出　期　限　：開始直前事業年度に係る確定申告書の提出期限
◇提　　出　　先　：連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長
◇提　出　部　数　：１通（提出法人が調査課所管の場合には、２通）

(2)　連結納税への加入に伴い届出を行う場合

◇提　出　法　人　：①　連結子法人となる法人
②　株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人

（注）　②は、連結子法人となる法人が株式交換の日の前日の属する事業年度において連結納税を適用している場合の提出法人です。

◇提　出　期　限　：株式交換の日の前日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限
◇提　　出　　先　：①　連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長
②　株式交換の日の前日の属する連結事業年度の連結親法人の納税地の所轄税務署長
◇提　出　部　数　：１通（提出法人が調査課所管の場合には、２通）

2　各欄の記載要領

(1)　「提出法人」欄の各欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、提出法人の法人名等を記載してください。
(2)　標題は、いずれか一方の不要文字を抹消してください。
(3)　「連結親法人となる法人又は連結親法人」欄の各欄は、連結親法人となる法人又は連結親法人について記載してください。
(4)　「加入する連結子法人」欄の各欄は、加入する連結子法人について記載してください。
（注）　当該各欄は、加入する連結子法人が株式交換の日の前日の属する事業年度において連結子法人として連結納税を適用している場合に記載してください。
(5)　「申請書を提出した日及び税務署」欄は、この届出書が連結納税の開始に伴う届出の場合に「連結納税の承認の申請書」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。
(6)　「最初連結親法人事業年度」欄は、連結親法人となる法人の最初連結親法人事業年度を記載してください。
(7)　「申請した旨の書類を提出した日及び税務署」欄は、この届出書が連結納税の開始に伴う届出の場合に「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。
(8)　「加入の書類を提出した日及び税務署」欄は、連結納税への加入に伴い「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日及び提出先税務署名を記載してください。
(9)　「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
(10)　「※」欄は、記載しないでください。

（追　加）

改　　正　　後

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書
付表(時価評価資産の状況)

法人名等	

開始直前事業年度等	自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日
株式交換の日	平成　年　月　日

時価評価資産			
種類	名称	所在する場所	帳簿価額
			円

（規格Ａ４）

20．06改正

改　　正　　前

（法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について）

連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書
付表(時価評価資産の状況)

法人名	

開始直前事業年度等	自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日
株式交換の日	平成　年　月　日

時価評価資産			
種類	名称	所在する場所	帳簿価額
			円

（規格Ａ４）

14．09